

第七十一回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十七号(その一)

昭和四十八年六月十九日(火曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 林 義郎君

理事 小林 信一君

理事 中島 武敏君

理事 小澤 太郎君

理事 村田敬次郎君

岡本 富夫君

出席国務大臣

国務大臣 三木 武夫君

環境庁長官

出席政府委員

北海道開発庁総務監理官 山田 嘉治君

環境庁企画調整局長 船後 正道君

環境庁自然保護局長 首尾木 一君

林野庁長官 福田 省一君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

委員外の出席者

防衛庁経理局施設課長 伊藤 参午君

特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

六月十八日

日光国立公園尾瀬地区の自然保護に関する請願

外一件(山田芳治君紹介)(第七四六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

参考人出席要求に関する件

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正す

第一類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第二十七号(その一)

昭和四十八年六月十九日

る法律案(内閣提出第二二二号) 派遣委員からの報告聴取

○佐野委員長 これより会議を開きます。公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

この際、六月十六日より三日間、水俣病問題の実情調査のため委員を派遣いたしましたので、派遣委員の報告を聴取いたします。小林信一君、○小林(信)委員 水俣病問題実情調査のため、議長長の承認を得て、去る六月十六日から十八日までの三日間、福岡県、佐賀県、長崎県、及び熊本県に派遣されました。派遣委員を代表してその調査の概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、委員長佐野憲治君、登坂重治郎君、林義郎君、島本虎三君、中島武敏君、岡本富夫君、小宮武敏君及び私小林信一の八名でありまして、ほかに現地参加として、委員土井たか子君並びに地元選出議員多数の参加を得たのであります。今回の調査は、去る五月二十二日に熊本大学医学部水俣病研究班が熊本県知事に提出した報告書において指摘された、有明海沿岸におけるいわゆる第三水俣病について、その水銀汚染の実態、有明海、天草の漁民の実情並びに水俣地区における水俣病対策の実態を中心に調査いたしました。

調査団は、十六日午前空路福岡に入り、まず福岡県環境整備局長から、有明海水銀問題について、三井東洋化学大牟田工業所の水銀使用状況、有明海水産物の水銀含有量調査等について説明を聴取した後、直ちに大牟田市の三井東洋化学大牟田工業所におもむき、会社側から水銀の使用量等についての説明及び福岡県有明海漁業協同組合連合会の代表の陳情を受け、その後工場内を調査いたしました。

ここで調査団は二つに分かれ、A班は熊本県におもむき、熊本県庁において県当局、熊本大学の武内教授外四名及び関係市当局よりそれぞれ説明を聴取し、熊本県漁業協同組合連合会の陳情を受けたのであります。他方B班は大牟田市よりバスにて佐賀県に向かい、佐賀県当局から説明を聞くとともに、同県の有明海漁業協同組合連合会の代表より陳情を受け、さらに島原市役所会議室において、長崎県当局より今日までの経過及び現況について説明を、また島原市及び関係市町当局より要望及び陳情を受けましたが、いずれも第三水俣病に関する発表が有明海域一帯で水揚げされる魚介類に対する不安と魚価の暴落等を来とし、沿岸漁業関係者に重大な打撃を与え、今日死活問題となつて窮乏状態、これに対する不安の解消及び生活安定のための早急な対策の実施を強く訴えられたのであります。

翌十七日、A班は日本合成化学工業熊本工場を調査、宇土市、三角町、有明町においてそれぞれ有明海関係各漁業協同組合の陳情を受けたのであります。B班は、島原市漁業協同組合を視察した後、工業高校体育館において長崎県漁連及び水産業販売関係者より陳情を受け、さらに島原より三角港に渡りA班と合流し、有明町において調査を行ないました。

十八日は水俣に参り、山本タモさん他四名の患者の各家庭を訪問、お見舞いをした後、水俣市役所において概況説明を聴取し、さらに明水園の視察を行ない、調査を終了いたしました。また、この間、一部の委員が隣接する鹿児島県出水市におもむき、視察をいたし、地元関係者の陳情を受けてまいりました。なお、県当局はじめ漁業関係者等から多くの要望を受けてまいりましたので、そのおもなものを申し上げます。

を早急に実施すること。二、有明海、八代海沿岸の住民に対する健康調査を早急に実施すること。三、魚介類に関する安全基準を早急に設定すること。四、水俣病の治療方法等の解明について研究を行なうこと。五、水俣湾内堆積汚泥の処理について、早急かつ安全な方法で処理するため積極的な指導援助と底質基準を早急に設定すること。六、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく認定についてはすべて国において行なうよう改正すること。七、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく医療手当、介護手当等を増額すること。

八、有明町における水俣病類似患者について早急に医療救済が行なわれるよう地域の指定を検討すること。九、水俣病総合センターをすみやかに設置すること。十、水銀等におよぶ汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置を講ずること。十一、有明海、八代海沿岸漁民及び観光業者、鮮魚商の経済的損失に対する救済措置を講ずること。十二、有明海、八代海における沿岸漁業の振興をはかること。

十三、いわゆる八幡浦ルにおける廃棄物の処理について積極的な指導援助を講ずること。以上調査の概要を簡単に御報告いたしました。時間都合もありましたので、その調査結果の詳細につきましては、委員長のお手元に報告書を提出しておきましたので、本日の議録に掲載されるようお取り計らいをお願いいたします。

この際、その詳細については省略させていただきます。

一、有明海、八代海の環境調査と汚染源の究明

おもむき、熊本県庁において県当局、熊本大学の武内教授外四名及び関係市当局よりそれぞれ説明を聴取し、熊本県漁業協同組合連合会の陳情を受けたのであります。他方B班は大牟田市よりバスにて佐賀県に向かい、佐賀県当局から説明を聞くとともに、同県の有明海漁業協同組合連合会の代表より陳情を受け、さらに島原市役所会議室において、長崎県当局より今日までの経過及び現況について説明を、また島原市及び関係市町当局より要望及び陳情を受けましたが、いずれも第三水俣病に関する発表が有明海域一帯で水揚げされる魚介類に対する不安と魚価の暴落等を来とし、沿岸漁業関係者に重大な打撃を与え、今日死活問題となつて窮乏状態、これに対する不安の解消及び生活安定のための早急な対策の実施を強く訴えられたのであります。

翌十七日、A班は日本合成化学工業熊本工場を調査、宇土市、三角町、有明町においてそれぞれ有明海関係各漁業協同組合の陳情を受けたのであります。B班は、島原市漁業協同組合を視察した後、工業高校体育館において長崎県漁連及び水産業販売関係者より陳情を受け、さらに島原より三角港に渡りA班と合流し、有明町において調査を行ないました。

十八日は水俣に参り、山本タモさん他四名の患者の各家庭を訪問、お見舞いをした後、水俣市役所において概況説明を聴取し、さらに明水園の視察を行ない、調査を終了いたしました。また、この間、一部の委員が隣接する鹿児島県出水市におもむき、視察をいたし、地元関係者の陳情を受けてまいりました。なお、県当局はじめ漁業関係者等から多くの要望を受けてまいりましたので、そのおもなものを申し上げます。

を早急に実施すること。二、有明海、八代海沿岸の住民に対する健康調査を早急に実施すること。三、魚介類に関する安全基準を早急に設定すること。四、水俣病の治療方法等の解明について研究を行なうこと。五、水俣湾内堆積汚泥の処理について、早急かつ安全な方法で処理するため積極的な指導援助と底質基準を早急に設定すること。六、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく認定についてはすべて国において行なうよう改正すること。七、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく医療手当、介護手当等を増額すること。八、有明町における水俣病類似患者について早急に医療救済が行なわれるよう地域の指定を検討すること。九、水俣病総合センターをすみやかに設置すること。十、水銀等におよぶ汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置を講ずること。十一、有明海、八代海沿岸漁民及び観光業者、鮮魚商の経済的損失に対する救済措置を講ずること。十二、有明海、八代海における沿岸漁業の振興をはかること。十三、いわゆる八幡浦ルにおける廃棄物の処理について積極的な指導援助を講ずること。以上調査の概要を簡単に御報告いたしました。時間都合もありましたので、その調査結果の詳細につきましては、委員長のお手元に報告書を提出しておきましたので、本日の議録に掲載されるようお取り計らいをお願いいたします。

この際、その詳細については省略させていただきます。

一、有明海、八代海の環境調査と汚染源の究明

きたいと思えます。
以上御報告申し上げます。

○佐野委員長 おはかりいたします。
ただいまの小林信一君の御提案のとおり、調査報告は、本日の会議録に参照掲載することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○佐野委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○佐野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案審査のため、明二十日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

なお、参考人の人選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

○佐野委員長 この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

建設委員会において審査中の公有水面埋立法の一部を改正する法律案について、建設委員会に連合審査会の開会申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決定いたしました。

○佐野委員長 内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案、これがいま出されて審議に入つたわけでありませぬ。まず、これを審議するにあたりまして、ついに先般これは本法が衆議院を通過したばかりでございます。直ちにこれが改正法案として出てきたのであります。これは当時の原法があまりにも荒つぱくでまだ不完全なところがあつて、これからじゃんじゃんとこういうようなものが出るのか、やむを得なくてこういうようなものを出されたのか、この問題についてやはり今後の問題もありませんから、一応長官に御意見を伺つておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 本法が出て、改正が出るまでの間非常に短期間であつた。それはやはり本法の場合において早急に本法案を制定したわけでございますから、まだ不十分なところを補う必要が生じたものだと思うのです。自然環境の保全ということはいまだ大きな問題でございますから、期間がたつていないといつても、よりよい改正をして、国民の期待にこたへることが必要だと考えましたので、あまり時間がたつておられませんけれども、改正することによつて自然環境保全の目的をよりよく果たしたいという趣旨でございます。

○島本委員 じゃ今度事務当局に聞きますが、まだまだこういうふうなのは山積しているのですか。この程度なんですか。

○首尾木政府委員 今回の改正は、自然公園法及び自然環境保全法を含めまして、特に従来規制が手ぬるかつた普通地域を中心にして改正を行なうものではないと思ひます。そういう意味におきましては、今回の改正というのは、特に従来の自然公園法の普通地域、ここの問題を含めまして、同

時に、昨年は自然公園法の普通地域との均衡から申しまして自然環境保全法があのようになっておつたわけでございますが、普通地域を特に強化するといったような面でも特段に急ぎまして、今回の御提案を申し上げたわけでございます。

なお、自然公園法あるいは自然環境保全法全体を含めまして、今後改正する点が多くなるのではないかと、こういうふうな御指摘でございますけれども、そういう点につきましては——これらにつきましては決して完全なものではないわけでございますので、その点につきましては今後鋭意検討いたしますので、全体的な体系の整備について行なつていく必要があるかと考えております。

○島本委員 まだまだたくさんあるかないかわからないような環境管理の状態では困るのです。いま委員会でも小林委員によつて報告がなされましたが、有明湾、それから不知火湾一帯の公害の調査に当委員会は行つてきたのです。ところが、その中で自然環境の破壊をわれわれははつきり見せつけられてきたのです。そんなものは全然聞いていなかったんです。あの天草島一帯は、現在は国立公園か国立公園か何か指定されていると思ひます。あの辺一帯はどういうふうな公園の管理形態になつておりますか。

○首尾木政府委員 ただいま国立公園地域に指定をされております。

○島本委員 国立公園地域に指定されておるとするならば、天草五橋の第一橋、天門橋、この天門橋のあるあたりはどういうふうな指定になつておりますか。

○首尾木政府委員 第一橋のところは区域外でございます。

○島本委員 区域内外はどこで分けていますか。

○首尾木政府委員 ただいま詳細な地図を手元に持つておりませんが、天草島につきましても、その一部が雲仙天草国立公園の中に属しているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、第一橋のところは地域外ということになつておるわけでございます。

○島本委員 もっと管理を完全にしておかないとだめですよ。場当たり的に何かあつたならばすぐ法改正を出す、こんなことをしているから、他の官庁とのなわ張り争ひの渦の中に入つてしまつたり、軽く見られるのです。手足を持たない者の悩みなんです、長官。こんなことで自然環境の保護ができませんか。あれは多分県立公園の中にあるか、または国立公園になつていないか、県管理になつていないか、国立公園に一部がかかつており、それが若干はなつていないか、天草五橋のうち第一橋は県管理になつていないか、天草五橋のうち第一橋は当局からぬのですか。天草五橋のうち第一橋を言つておられるのですよ。それくらいあなた調べておかないといけませんよ。わからぬのですか。

○首尾木政府委員 雲仙天草のところには国立公園はございませぬので、国立公園の地域には指定をされておられません。県立自然公園ということになつておりますかどうか、ただいま私十分把握いたしておりませぬので、早急に調べたいと思ひます。

○島本委員 環境庁の責任者がそういうような態度では困りますよ。実は県当局もわからぬ。ただ県管理というのとはわかつておられるけれども、さあどちのほうなんだか、たぶんこれは県立公園の中だと思ひます。県は管理しております、国立公園からはなつていないと思ひますが、この程度です。雲仙天草の国立公園の隣接地帯であつて、それももう県管理になつていないとすれば、県立自然公園じゃありませんか。そういうような状態さえも環境庁が知つておられない、とんでもないじゃありませんか。そうして雲仙天草の第一橋、第一番目の天門橋ですよ、これだつて、橋げたから全部えぐられておられるのです。採石されているのです。橋げたまでゆらぐほど削られておられるのです。県当局はそれはどうにもできないと言ふんです。一体これをどうしようよになつて管理していきなされるのですか。それまた知らないと言ふのですか。

○首尾木政府委員 私ども十分実態の把握ができ

ておりませんが、雲仙天草の第一橋の付近は、先ほどお話しいたしましたように国立公園の区域には入っておりません。それから国立公園はあすこにはございませぬので、国立公園でもございませぬ。そこで残っておりますのは都道府県立自然公園ということでございまして、確かに熊本におきましては三角、大矢野、あの近くを県立公園に指定をいたしておりますので、あるいはその中に入っておりますかもしれないというふうな想像がされますが、私、ただいま地図でその点を調べておりませんが、正確なことを申し上げることはできないわけですので、かりに都道府県立自然公園でございませぬば、この地域につきましては、それが都道府県立自然公園につきましては自然公園法で条例によりその特別地域を指定することができるとございまして、特別地域の指定になっておりますれば採石につきましては許可制になっておるわけでございます。ただ、全般的に申しまして、現在条例でつくっております都道府県立自然公園というのは非常に普通地域が多ございまして、あるいはこの地域につきましては普通地域ということとございまして、届け出のみにとどまっておりますということかと考えております。なお詳細につきましては、それは調べたいと思っておりますが、一般論として都道府県立自然公園の地域につきましては規制が、また特別地域の指定が十分に行なわれておらないというふうな現実にございまして、私どもは先般の全国課長会議におきまして、都道府県立自然公園についても特別地域を拡張いたしました、指定をいたしました、今後そういうふうなところを許可によって十分把握するようにということを指導いたしましたところでございまして。

でございますから、都道府県に對しても今後そういうふうな点を指導してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 これ島原からフェリーがその橋の下を通って、そして三角へ行くコースになっておるわけです。それは国立公園の周遊コースにもなっているわけです。それがそういうふうな状態、これはもう一体どうなんだと思われような状態を放置しておくという、こういうふうなあり方はこれはいまの自然公園保護法、これを改正する上十分自然を保護するという上からも考えなければいけないのです。一業者が自分の採石業という業をするために、自分の所有地であるというのをそれを掘っている。数年間にわたってそれを継続してやっていると。現在まだやっておりますのために橋げたもゆるぐほどになっておるという状態です。それに対して県知事は現在何ら手を施さない。やれるとすれば環境庁じやありませんか。その環境庁が知らない、何たることですか。すぐこれを調べて、そしていかなる現状においてこれが採石が行なわれているのか、そして県との関係はどうか、今後環境庁としてはどうするのか、この三点にわたって十分調べて、私の質問は今後当分継続いたしますから、その間にひとつ答弁しておいていただきたい。不勉強です。不勉強はそのほかもうありませんか。ないつもりですか。

○首尾木政府委員 私ども全国の地域につきましては、国立公園につきましてはその実態把握を直接国でやるものでございまして十分それにとめておりますし、また国立公園につきましてもその監督指導の面につきましても全力を尽くしておるわけでございます。また都道府県立自然公園につきましても、そういうふうな点について今後指導を強化をいたしていきたいと思っておりますが、何ぶんにも全国のこれだけの地域でございまして、そういうふうな点について実態把握というものは十分できておらないという点がありますことは、これは遺憾ながら事実でございまして、今後そういうふうな実態の把握につきましては十分力を

尽くしたいと考えております。

○島本委員 したがって長官、なかなかこれは大事なことなんです。なぜ、このりっぱな環境保全という大義名分がありながら、次から次へとおかさねなければならぬか、これなんです。水島の周辺に鷺羽国立公園があるでしょう、あの辺の特別地帯、あれは海に面して松が去年あたりじやんじやん枯れていまして、これは何の原因で枯れたのか調査しましたか。それと同時に、その後の管理はどういうふうになっておりますか。

○首尾木政府委員 私どものほうには鷺羽山の地区については、あまり松が枯れておるといふ報告が参っております。ただ、あの辺一帯の地域におきましてマツクイムシが発生をしたために、瀬戸内海の国立公園の中におきましてマツクイムシの被害がかなりあるということは事実でございまして、こういうふうな点につきましては、国有林庁と十分連絡をいたしまして、ここについては松の伐採等によりまして、マツクイムシの防除を行なっております。また民有林等につきましても林野庁と十分連絡をいたしまして、ここについては松の伐採等によりまして、マツクイムシの防除を行なっております。

○福田政府委員 マツクイムシは最近特に瀬戸内海沿岸一帯に異常に発生しております。その原因につきましては、いま先生御指摘の工場のばい煙に基づいたのではないかと、あるいは御指摘も、たまたま受けておるわけでございます。特に最近の発生が大幅に増えました原因には、一昨年の台風の影響もあってそれで樹勢が非常に弱くなっているところに、そういうものが複合されて出てきたのではなからうかということも推定されるわけでございます。

○島本委員 確かにいまの鷺羽山のやつは、やるけれどもこの自然環境保全法、これを審議する際に、この問題についてはいわゆるコンビナートとの関係、現実的には水島工業地帯との関係で十分論議された問題なんです。その後の管理は完全にしなければならぬと、どこまでも皆さん言っていたはずなんです。だからよく知っているんです。一年前の話です。今回私も耳にしたところによると、依然としてマツクイムシである、あるいはまた潮風のせいである、こういうふうなことで海岸近くの松は枯れておる。しかし周辺の人に言わせると、風の関係で水島工業地帯からのばい煙や

排出される煙によつてのこれは被害である、こういうふうに言っているんです。この辺は十分調査をしないといけないんです。これは国立公園内の松やそういうものは、マツクイムシであるならば黙って枯らしてもいいということになっておるんですか。潮風であるならば、黙って枯らしてもいいということになっておるんですか。林野庁の長官に今度は伺いましょう。

○島本委員 確かにいまの鷺羽山のやつは、やるけれどもこの自然環境保全法、これを審議する際に、この問題についてはいわゆるコンビナートとの関係、現実的には水島工業地帯との関係で十分論議された問題なんです。その後の管理は完全にしなければならぬと、どこまでも皆さん言っていたはずなんです。だからよく知っているんです。一年前の話です。今回私も耳にしたところによると、依然としてマツクイムシである、あるいはまた潮風のせいである、こういうふうなことで海岸近くの松は枯れておる。しかし周辺の人に言わせると、風の関係で水島工業地帯からのばい煙や

○島本委員 なる環境庁も林野庁とそういう連絡を十分とって、ただしこれは以前の問題であるから、これをさかのぼって皆さんを追及するのは酷かもしれない。ただ水島周辺の荒廃は人為的だ。そういう煙だけじゃなくて施設そのものにも影響がある。いろいろな施設を国立公園の中へ建てているというじやありませんか、保養所旅館か。そして山まで行くのにケープルのようなも

のまでじゃんじゃんつくついているじゃありませんか。ああいうふうにしておいたら、やはり自然と枯れていくような状態は予想できます。海から見ても陸から見ても、これはやはり鷺羽国立公園地帯はいまやピンチである。この点は私から警告をしておきたいと思うのです。工業が先に出てコンピナートのほうが出たから、あとの国立公園はその被害を幾ら受けてもこれはやむを得ないんだ、こういうような考え方はないだろうと思うのです、鷺羽国立公園地帯は一番ひどい。あれはコンピナートの影響なんです。もう規制しなければならぬじゃありませんか。私は、こういうような点からして重大なる警告をしておきたいと思っております。長官、これだけはひとつ肝に銘じておいてください。いつか機会がありましたらよくそれを見ておいて、周辺の人と話し合いを持って——昔の鷺羽公園はこうじゃなかったと言っているのです。いまほとんど残酷です。こういうような状態にしておきながら自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案、こんなのを出しておいて、ほんの一部を改正して、ほとんどのやつはそのまま骨抜きである、しり抜けである。こんなんじや、笑う者はどなたでしょう。自然破壊専門業者だけ笑いますよ。ほくほくしておられます。これじゃいけません。もっともつと全体にわたってこれは調査しておくべきじゃないかと思うのです。これはもう長官、この機会にさせましょう。事務局はもう長官、この機会にさせましたものにしてしか対処しないようだから。これは公害対策も大事ですが、環境保全、これが大事なんです。いまのようなのはほんの一部ですよ。ほんの二、三日の間に目に触れたことですよ。これでもこのようなことがある。何んか行った委員はみんな知っていることなんです。長官、ひとつこの際に入れますか。内容に、形式じゃない。(「入れかえるといったって、ないんだよ」と呼ぶ者あり)なかつたらつくればいいじゃありませんか。副総理大臣でしょう、あなたは。田中角榮氏のやれない

ことをやる人でしょう。ですから、あなたにしてやれないことはいはすだ。一北海道電力から無視されるようなあなたじゃありません。所見を聞かしてください。

○三木国務大臣 御指摘の水鳥は私も船での付近を見まして、実際、知事と一緒にしたが、どうしてこうやって松が枯れるんだと言ったら、マツタイムシというものを言っていましたね。マツタイムシというのはやっぱ松なんかの木の本質というのですか、木の質が、いろんな工場地帯になつて、排気ガス等で弱っていることは事実です。まあ人間のからだでも、いろんなばい菌というものはあるでしょう。やっぱ抵抗力が衰えるというものは病気になる原因です。そういう点でやはり自然環境の保護といゆる地域開発というものは重大な関係を持っておるわけですから、これは環境保全というものは単に自然環境を保全するということだけではなくて、全体として考えなければならぬ問題をたくさん持つておると私は思います。そういうことでペン——いろんな問題、必ずしも実情を全部把握しておるとは環境庁としてもいえない。まあ管理員などの人数も問題にならぬ。もう少し私はふやしたいと思うのですよ。いまはもうほんとうに広大な地域に対してあれだけの管理員、よくやっていると仰うけれども、手に負えないですよ。これはもう少しやっぱ人員の点でも充実して、管理体制というものがもつとしっかりせなければいかぬ面があります。とにかく全国的に点検をする必要がある。いま企業を直接に島本委員ごらんになつてなまなましい材料で御質問になるのですから、役所のほうがい

るいろいろ御質問に御満足のないような答弁はできぬようでありまして——(島本委員「いつもです」と呼ぶ)いつもはそうでないようでありまして、全体としても少しやっぱ把握しておれということ、御指摘のとおりだと思います。これはよく実情を把握しておく必要がある。これは今後われわれとして、こういう法案も出すことでござい

ますし、自然環境というものの管理というものは一段と力を入れていく必要があると思つております。

○島本委員 さすがに長官はいい点に触れたわけです。確かに管理体制がなつておらない。人的構成がほとんど貧弱だ、これはそのとおりです。それならばあえて言いますけれども、この自然環境保全法が成立した昭和四十七年六月十六日に、この附帯決議が付されてあります。この附帯決議は全部これを実行してありますか。

○首尾木政府委員 附帯決議の点で第二点で、「現地管理体制の確立について格段の努力をすべ

きである。」及び「この場合において、司法警察員としての権限を持つ自然保護取締官制度の創設につき、次期国会を以てして検討すること。」というこの点につきまして、前段の「現地管理体制の確立について格段の努力」の点でござい

ます。管理員につきましては、前年度で全国で六十二人の管理員でございまして、本年度これにつきまして九人の増員を見たと

ころでございまして、本年度これにつきまして九人の増員を見たと。全体として七一人でございまして、それから管理事務所につきまして、従前八カ所

所につきまして、従前八カ所所を新たに増設いたしまして十カ所にしたすわけ

でございます。しかしながらこの実態につきましては、やはり七十一名ということ、これくらいの増では

まだまだ十分でございまして、後段にござい

ます。司法警察員については次期国会をめぐり検討せよという事になっておるのです。これはど

うも、やはりいまの長官が普通答弁のように言つたことと質が違

うです。もう少し具体的になつておるはず

です。どういふように検討いたしましたか。

○首尾木政府委員 昨年、この自然環境保全法を提出する時期におきましても、警察庁あるいは法務省とこの点につきまして検討をいたしました。この点については、先ほど申しましたように全体として自然環境保護の管理員が不十分な現状において、この自然環境保護取締官制度として司法警察員の権限を与えることにつきましては、本来の管理員の業務が非常に広範にわたりました、これだけの少ない人員をもつては

しての権限を与えることは適当でないということ
でございます。その点につきまして、本年九名
の増員を見たところでございますけれども、なお
これでは不十分であるということで、この点につ
きましては警察庁とも相談をいたしましたけれど
も、今回の法律の改正におきましてもこの点につ
いては踏み切ることができなかったわけでござい
ます。

○島本委員 これは当時の大石環境庁長官の答弁
です。四十七年六月十三日です。「権限を持った
司法権も持つことです。そのような権限を持った
いろいろな保安官といいますが、そういうような
種類の者があつたほうがいいというふうな考えま
す。しかしいまの段階では、この少数の人員の中
で、定員の中では、そういうものはなかなか不可
能だと思ひますので、いろいろな段階を考えまし
て、もう少しある時期が来たならば、そのような
権限を持った者を中に置いて——いまは警察の協
力を得てやるほかにないと思ひますが、そういう者
も中であつてさらに広い協力を得ながら、われわ
れもそのような仕事ができる者を持つことが望ま
しいと考えるわけでございます。」と言つていろ
のです。ですから、これはまず早く整備をして人員
をよけいにする、それから中に司法警察権限
を持ったそういう者も置くこと、これはだめじや
ないのです。いま林野庁長官がいますが、林野庁
はそういう体制なんですけれども、林野庁がやつ
ている体制を環境庁がやれないという、そんなば
かな話はないじゃないですか。どうもその点では
熱意がなさそうじゃありませんか、熱意が。一年
たつて次期国会までに十分検討する、という、こ
ういふ答弁が当時あつたんですね。それは首尾木局
長知つておられるでしょう。人員の増に對してもさ
っぱりやつておられない。こういう機構に對しての強
化、こういうのもさっぱりやつていない。言つて
みれば国立公園の入り口の山がくずれて、一業者
の営利のためにもうまる坊主にならんとつていろ
うな雲仙天草国立公園地帯の入り口もある、こ
ういふような現状でしょう。管理体制は弱いです。

大臣、管理体制を弱くしておいて、いかにこの法
律だけ改正しても実効が伴わないですよ。これは。
それだけじゃないのです。地方にいてところの
こういうような人々にも、都道府県等の職員に
も、こういう司法警察権限という権限を付
与してでも自然の保護の任に当たらせるべきだ、
こういうような質問に對してのいまのおこぼな
のです。したがつて、当時の大石長官は地方の職
員の権限さえも考えておつたわけですよ。この
ような点を考えたら、まだまだ少し足りないよう
です。これはもう附帯決議の趣旨に沿つておりま
せん。今後はどうしますか、今後は。また次の国会
までこれを考えますか。少なくとも国会で出され
た附帯決議、これにはもう、その趣旨に沿つて努
力いたしますというのが答弁としてなされてい
るわけですよ。さつぱり努力してなされたい
わけですよ。自然環境を保護するとい
う重要な任に当たる首尾木局長が、そのための手段
方法、これを二年間無視して、そして国会を侮辱
しました、こういうようなことになつてしまふじや
ありませんか。これは少し私はいただけせんよ。
これでいいですか。

○三木国務大臣 いま国立公園が面積が二百万ヘ
クタールで管理員が七十一名ですから、これは一
人当たりしたら三万ヘクタールくらいですか。
(島本委員「やれないです」と呼ぶ) 御指摘のよ
うにこれはとも管理能力を越えていますから、
まず管理員の人員を充実するというのが一番大
切ですね。やはりそれだけの管理体制を持たずし
て、司法警察官としての権限といつてもなかなか
——私どもは持つたほうがいいと思ひます、司法
警察官としての一部の権限は持つたほうがいいと
思ひます、必要なことは、やはり十分に管理で
きるような、それだけの陣容を持たなければなら
ぬ。こういう点では管理体制の強化をいたし、そ
してそういう上立つて司法警察官としての権限
というものを考えることにいたしたいと思ひます。
○島本委員 当時まだなまなましい議論の一つと
して、いまこの自然環境保護法、こういうような

ものをやつたならば画期的な管理体制が必要だ、
ドラマティックなアメリカのこの体制をそのまま
ねせいとは言わぬけれども、必要によつてはヘリ
コプターで全部そういう必要な地帯を管理する、
このような方法だつて考えるべきじゃないか、そ
うしてそのような司法権限を持った保安官、こ
ういふような体制さえも考えておかないとこれはど
うにもならないのじゃないかというふうなことで
審議されたのですが、その一歩として出てきた
のがこれなんです。一歩も二歩もありません、こ
れははるかかなたです。全然そこまで行つてお
りません。管理体制はまことに貧弱である。これは
あくまで林野庁にたよつてそれをやらざるを得な
い、こういうような状態です。その林野庁が経営
部門があつて、さんざん木を切つておられるとい
うので、どうもこの点あわせてみても、ど
ろぼうに十手取りなわをやるようなものですか
これは困る。したがつて、必要な場合にはきちつ
と管理するよう司法警察官が必要なのです。そ
ういふような体制が不十分なのに一部の手直しを
しても、ほんとうの自然環境保護にはならないの
だ。大臣この辺も少し考えようじやありませんか。
私も当時からこの問題に對してはまあ気にしてい
た点なんです。しかし問題はそれだけではないの
でございます。今後この問題に對してはきちつと
してやるということだけは私から強く要請してお
きたいのです。いいですね、これは。

それから、人員の問題、体制の問題、権限の問
題、この三つだけは、大臣、きちつとしましよ。
そうでないと、いかに法律改正しても画竜点睛を
欠きます。
次に進みます。首尾木局長、あなたもこの点
だけだと言つたのですが、第一番目の、「政府は、
原生自然環境保全地域の指定にあつては、残さ
れた貴重な原生の自然状態にある地域について、
もれなく指定するよう努めること。」こうなつてお
りますが、一年間たつて、指定は何力所いたしま
したか、そして漏れなく行なわれましたか、この
点についてひとつ御見解を伺います。

○首尾木政府委員 自然環境保全法の地域指定に
つきましては、現在、自然環境保全法がことしの
四月十二日から施行になりまして、直ちに自然環
境保全審議会の人選にかかりまして、自然環境保
全審議会が発足いたしましたわけでございますが、
今後自然環境保全法に基づきまして、この審議会
で自然環境保全基本方針を策定し、それに基づい
て原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指
定を行なつていく所存であります。これにつきま
しては、漏れなくそのような指定をするようつと
めること。ということでございます、私ども、
いま原生自然環境保全地域の候補地域をいたしま
して、日本学術会議等で指摘をされた地域でござ
いますとか、その他の地域につきまして、一応の
候補地の予定を持っておりますが、それらにつ
きまして早急にやるほか、ことし全国の自然環境の
保全に関する一斉調査を行なうことにいたしてお
りまして、この結果に基づきまして、結果が出ま
すれば、これは附帯決議にございまして、漏
れなく指定する候補地域というものができるとい
つてございまして、これらにつきまして、各関係
方面とも協議をいたしまして、これについては附
帯決議にございまして、これらに漏れなく指定する
よう努力をいたしたいと思ひます。

○島本委員 では、漏れなく指定するといつて、
一年たつて指定したのは何件でしょうか。今後の
作業の見通しはどうなつておられますか。具体
的に質問させていただきます。
○首尾木政府委員 現在のところ、まだ指定は
いたしていません。
○島本委員 この秋にも多する予定がございま
すか。
○首尾木政府委員 秋には指定をいたしたいと思
ひます。
○島本委員 それは、漏れなく指定ですか、一件
のみですか。
○首尾木政府委員 その時点において直ちに漏れ
なく指定をするということは事実上不可能かと考
えております。

○島本委員 どの程度見込まれますか。

○首尾木政府委員 秋の時点において何カ所というところをお約束することはなかなか困難でございますけれども、原生自然環境保全地域につきましては、本年内に少なくとも五カ所程度のものは指定をいたしたい、かように考えております。

○島本委員 今後の作業の見通しとしては、総点検をするということですね。そうしてこの問題に對しての指定は金はかららない、かかっても予算措置はしてあるはずですね。ですから、この問題に對しては別に異議がないと思う。これは人員が不足なのか、それとも環境に對する考え方が悪いけれども薄いのか、とにかく局があつても環境がこういふふうにして破壊されていくというふうなことは困りますから、それを保全するために、これはやはり今後の作業の見通しをくらひはきちつと立てておかなければだめだ。ばく然と点検いたします、そのあとで結論を出します、これではだめです。漏れなく指定するというのは、いままでのところはやつておらないが、この秋に一件くらい見込まれる、この程度をもう少しふやしたい、それでは五件くらいになるでしょうかというふうな程度じゃどうも心細いのです。長官、人が不足なら不足のように、いまや必要なのは環境の保全なので、そのための環境庁の体制の確立はほんとうに国民全部が望んでいることなんです。公害防除と環境保全、この二つだけは環境庁に与えられた重大な指導的任務でしょう。いまの自然環境に對してもまだこういうような状態、これじゃなかなかだめです。漏れなく指定するようないわれて、そのとおりやりますと、これに對しても一件もない、これからやります、これに對しても私は嚴重に注意しておきたい。今後の作業の見通しはなんかないのでしょうか。ただばく然と調査する、この程度では私は納得できません。何ならもう少し具体的には私を明らかにしておいてください。○首尾木政府委員 現在の予定といたしましては、自然環境保全法に基づきまして、原生自然環境保全地域の指定は自然環境保全基本方針に基づいて

これを指定をするということになっておりまして、いわば自然環境保全方針の策定が今後にかかっているわけでございます。

〔委員長退席、登坂委員長代理着席〕

これは自然環境保全基本方針を早急にこの夏に審議会に對して策定をいたしまして、同時に、私も並行的にそれらの地域についての調査を進めてまいります。秋以降におきまして、その原生自然環境保全地域を先ほど申しましたように具体的に指定をしてまいります、かように考えておるわけでございます。先ほど漏れなくと申しましたのは、最終的に現在行なつております自然環境保全基礎調査によりまして、なお私どもが現実に把握をしておらない、そういう原生自然環境保全地域というものもあり得るわけでございます。そういうものにつきまして、さらに追つかけてこういうものを指定していく、こういう趣旨でございます。したがって、具体的には、そういうもの以外現在わかつておりますものにつきましては、この秋以降におきまして具体的に指定の事務に入つてまいります、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 では、せっかくそこまで言うなら、それを期待しておきましょう。今度質問されるときに、まだ具体性が一つもなかったなんて言つたら、長官、これは首ものですね。したがって、これは大事なところですから、いま言つたとおり実施するように強力に要請します。

この指定を進んで行なうのはいいのです。行なわれたい、古いことになりませんが、北海道の恵庭岳あの冬季オリンピックのスキー場のあの還元、あれはすでになされておると思ひますが、もうオリンピックの組織委員会も解散してしまつてますから、すでにあれは林野庁の手に移つていっているんじゃないかと思うのです。林野庁のほうでこれを行なつておるのか、それとも環境庁のほうで実施しておるのか、それともどこでやっておるのか、この点はひとつお教え願ひたい。それと同時に、この保全の状態はどういうふう

な進捗を示しておるのか、この機会にその全貌を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○首尾木政府委員 恵庭岳の復元の問題につきましては、現在最終的にオリンピック組織委員会が解散になりまして、その事後の措置につきまして、北海道庁のほうでこれを引き継いで復元をいたしておるわけでございます。現在の段階といたしましては、一部分その復旧のためにケープルというものは残しておりますが、これは最終的に取り払う予定でございます。現在、緑化の作業にかかつておるところでございます。

○島本委員 少なくとも自然の破壊に對しては、かに代償がもう多いものであるか、自然環境などというものの破壊はすべきじゃないんだ、そういうふうな貴重なものなんだ、この意識だけははっきり植えつけて、そうしてそれに対する責任の行使だけは完全にやらせるように、これは強い指導を願つておきたいと思ひます。

それと同時に、これは直接作業するのは環境庁じゃないと思ひます。これは林野庁だと思ひますが、林野庁等においても、その点の指導なんかは万全を期しておられるんでしょう。

○福田政府委員 あの場所は札幌管営林局の管内になつておりまして、組織委員会のほうと昨年からたびたび話し合ひをいたしておりまして、完全に復旧をしてから管営林局のほうに返還をしていただく、かようになつております。

○島本委員 これはやつぱり十分なし遂げてやつてもらいたい、このことだけは強く要請いたします。

それと同時に、私どものほうとしても、附帯決議の第三番目に「自然環境の保全対策を強力に推進するためには、国または地方公共団体が、保護すべき自然環境を有する土地を直接買い上げ、これを適正に保護整備することが必要である。このような観点から土地買取り対策の確立について抜本的な検討を行なうこと」、これが三つ目に書いてあるのであります。この自然公園の特別地域買上げ、この予算は幾らあつて、実際の買上げ

は幾らだったのか、これを報告してもらいます。

○首尾木政府委員 現在国立公園内の特別地域及び第一種特別保護地区及び第一種特別地域を對象にいたしまして、その中において許可を得られないこと等のため、その土地の利用ということを所有者ができないというふうな場合におきまして、土地を買い上げる措置が講じられておるわけでございます。これにつきましては、昭和四十七年度に初めてこういう措置がなされたわけでございますが、これは交付公債によりまして十年間でこれを支払うという形になつておりまして、この買上げは都道府県が行ないますが、この交付公債につきまして、十年間元利を均等に支払つていくわけでございますが、これに對しまして、国がその十割ないし八割を補助金として交付する、こういう制度になつておるわけでございます。昭和四十七年度におきましては、その交付公債総額が、一億六十億円まではその土地の買上げというものにつきましてワクを持っていたわけでございますが、昨年度におきましては、阿蘇国立公園におきまして五千五百五十八万五千円、面積十七・四ヘクタール、及び富士箱根伊豆国立公園におきまして面積三・一ヘクタール、価額三千五百万というところで、計九千五百五十八万五千円のを交付公債として買上げたというのが実績でございます。

○島本委員 せっかく大事なこの審議中、また大臣、いなくなるんですか、どういふようなことになるんですか。そんなことがあつてはいけません。この自然公園の特別地域の買上げ六十億のうち、実際買上げたのは何件で何億ですか。

○首尾木政府委員 二件、約一億でございます。

○島本委員 五十九億はまだ残つておるわけですか。

○首尾木政府委員 さようでございます。

○島本委員 いま先言つたような熊本、あまの雲仙、それから天草国立公園、その地帯、それも周辺の重要な入り口のそういうような山が荒廢に歸して、知事さえもどうしていいかわ

からないようなところを、なぜこういうようなものを対象にしたり、なぜこういうような問題に対して相談に乗ってやれないのですか。これはもつと管理体制というものを的確にして、こういうようなところを余すところなく把握する必要がありますはあるか。当然この特別地域じゃないとかいろいろなことになるでしょうけれども、これはもう準用されることははっきりしていますから、このような点では、地方ではそういうふうになる裸になる。しかしながら、国のほうでは、買上げは六十億の予算で、使っているのはたった一億だ。これでは全然足りないじゃないか。

環境庁の長官、これではほんとうにせつかくの予算も全然行使されていません。これはほんとうの自然保全のためですか。そういうように瀕死の状態になっているところをわざわざ買上げないのですか。それとも値段が折り合わないのか。相手がめちやくちやで、これはどうしても買えないのですか。これは重大じゃありませんか、六十億のうちまだ一億しかやっていない。

○首尾木政府委員 四十七年度が初年度でございまして、土地の買上げにふなれであつたという点もございまして、特にまた昨年におきまして、土地の値上がり等が非常にはなはだしかった、こういうようなこともございまして、所有者のほうの要請する価額と都道府県において算定をいたしました価額の間にかなりの差がございまして、そういう点で折り合わなかつたというような点が大きな原因になつておるわけでございます。

今後の問題といたしましては、私どもこの価額の問題につきまして十分に関係者等と話し合ひをいたしまして、あくまで適正な価額によつてこの土地の買上げというものを進めていきたい、かように考えておりますが、

〔登坂委員長代理退席、委員長着席〕
昨年度におきましては土地の買上げについての最終的な要望等がおくれたといつたような事実あるいは土地の買上げについてふなれがあつたといふようなことも確認をいたしております

で、ことしはそのような点については早急にすいで、買上げについての交渉を進めておりますので、本年度におきましてはぜひ昨年のような結果にならないようにいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 どういうことになるんですか、これ具体的な例として第一号に載つた大台ヶ原、この交渉は先方も売りたいと言ふ、こっちも買いたいと言ふ。当時木材の値上げその他値段が折り合わなかつた。それも大石長官もその場所の必要性を認めて、木を切るな、これだけは大事に保存しなければならぬ、そういうふうにして、買上げ交渉に入つたら、高いから買わない。一体ほんとうに高いんですか。幾らで買うのが安くて幾らで買うのが高くて、これは成立しなかつたのですか。

○首尾木政府委員 大台ヶ原の土地の買上げでございまして、私もとしましては、その地域の森林の伐採を押えておるわけでございますが、したがつて、そういうような点からこの土地については、当初先方のほうも売りたい、こちらとしてもその土地を奈良県を通じて買上げたい、かような考え方で折衝を進めて買上げたわけでございますが、その後昨年におきまして特に木材価格の暴騰といつたようなことがございまして、最初の相手方の言い値とそれから当方の言い値といふものは非常に開きがあつたわけでございます。その後奈良県と本州製紙との間におきまして価格の交渉を進めましたが、なお最終的に相手方のほうといつたしましては約二十五億といふような金額を申しまして、奈良県の算定価格としましては一応十六億程度というように示されまして、昨年度はその時点におきまして三月の時点において最終的にまともになつたというので経緯でございます。今後この問題につきましても県の価格算定につきましても、もちろんこれについては私もやはり適正価格ということで買上げることが、今後のこの制度の実施の上からいつてもその点は買いてまいらなければならぬと考へ

ておるわけでございますけれども、そういうような点で相手方の主張も十分に考へ、この点について本年もさらに努力をいたしまして買上げた、かように考えておるわけでございます。もちろんその間におきましてこのように土地でございまして、私もそのほうとしては木の伐採ということも認める意思は毛頭ございません。買上げられない時期におきましても木の伐採については許可をしないという方針は変わりはないところでございます。

○島本委員 木の伐採を認めないんだから、いずれかまた売つてくれるだろう、こういうようなこととどうありまされるだろう、逆にこの列島の改造プームによる土地の値上がりや木材の高騰、このあたりで結局買えなくなつたんだから、責任は政府にあるのです。はつきり言つと三木長官にもあることになるのです。田中総理大臣の政策です。それを買えなくなつてしまつた。六十億のうち一億しかやつてない。この点は私は事務當局はまだまだこの問題に対する取り組みの甘さがある。それからこういうようにできないならば長官と相談して早く手を打つべきものは打たなければ、これはどうしようがなくなくなるでしょう。私としては、この点は長官にも強く要請をしておきたい。これは一つの目玉商品だつたのです。前長官の。ところが、せつかく六十億、これをもらいながら一億しかまだ使つておらない、こういうような状態でもまだ改正法案を出して。これじゃ幾らやつてもだめじゃありませんか。その実は何聞いたら、政府の政策によつて政府自身がやろうとして自然環境保全ができなくなったということになるのです。これは三木さん、あなたの責任だ、内閣の責任だ。官僚の責任じゃないですよ。あなたの責任ですよ、どうしますか。

○三木国務大臣 私は国立公園というものは、これは買上げていふ方がいいという意見です。国が持つたほうがいいというのでこの制度というものを活用したいと思つておるわけです。だから、

私も関心を持ちまして、いまの本州製紙の問題も何か折り合わないかという、とにかく不動産業者でないですから、県とか、環境庁というものがなかなかやり土地を買い上げるということに對しては、その場でどうしようもないものですかね、買うというものは、非常に何ともいうものですかね、いろいろその場にあつてすぐに値段をどうしよう、役所の仕事はそういうふうなものじゃないですからね。そういう点と、いま言つたようにみなが土地の値段は上がるという期待があるもので、相対的にこちらが予定して買上げる価格よりもつり上げていく傾向があります。それが、しかし、ちゃんともう予定のこれだけ買うのだという、六十億というワケはこの地価でなければいかぬという非常に弾力性のないものでもないようでありまして、今後買ひ方、あるいは地価に対する評価のきめ方、対してこれはくふうを少ししてみたい。せつかくこれだけのワケがあるのですから、これを活用して、だんだんと国立公園の土地というものは国が持つようになりたいというように考えております。

初めてですから、どうも商売人でない不手ぎわなどもあるかもしれませんが、また一方におきまして地価というものの最近の上がつていく形勢もある。そういう環境とこちらの買上げの一つの手法というものが必ずしもじょうずでもない、そういう点で反省を加えて何か活用したいと考へております。

○島本委員 それでもこれは国立公園内のいわば自然公園の特別地域ですから、規制ができるわけです。ところが、ここにハリモミ原生林、これは甲府管林署管内、山中湖の山中湖村というものがいまるのですかね、山中湖の付近で忍草方面、あそこには一九一六年ハーバート・ヘンリー・ウイリソン、この人によつてえらい有名になつた。忍野から山中湖へ県道ができておりますが、この道路ぎわにあるのが、このハリモミ純生林というのですか、原生林というのですか、とにかく樹齡一

百五十年というような木もあつて、優秀な一つの地帯ですよ。保全しなければならぬ地帯であります。それが道路ぎわのこのりつばなハリモミ原生林が続々と枯れているのです。これは一体保全するのか枯らすのか、この点では私は十分わからなないのであります。ハリモミの原生林では世界でもここだけしかないのじゃありませんか。そして、天然記念物に指定されている、そうじゃありませんか。それがどうしてこう枯れるようになっていくのですか。私も、これ五月三十日に直接現場へ行つて見てきて驚いているわけでありまして、道路沿いの木はまたほとんど枯れてきています。これ一体どういうようなことになりませんか。これは環境庁は関係ないのですか。それとも林野庁のほうでは、これはハリモミ原生林として全面的に管理していきなされるのですか。これはいま重大なピンチのようでありまして、この件について林野庁さん、いかがなさいですか。

○福田政府委員 御指摘の沖新烟国有林にございますハリモミでございますが、これは純林として日本にはここだけでございます。世界的にも有名な場所でございます。いま先生から御指摘ありましたように文化財保護法で天然記念物にも指定しておりますし、それから国立公園の特別保護地区に指定しまして、これは禁伐林としておるわけでございます。面積は約五十七ヘクタールでございます。その他この国有林一帯は学術参考保護林といたしまして、百三十町歩、これは全部禁伐にいたしております。富士山近辺にございますのは大体ウラジロモミが多いのでございますけれども、日本列島の大体中部以南でございますが、ハリモミというのは非常にめずらしい木でありまして、特にハリモミがいま御指摘のように枯れております。二百五十年から三百年でございます。

このようなモミの発生はいわゆる植生の変遷、プラントサクセションといえますか、そういう生因を見ますと、火山活動による山火事が出た結果、そのあとに出てまいりますのがアカマツでございます。そのアカマツが過ぎますと、そのあとにこ

ういうモミの木が多くなりまして、次第にモミの純林になってまいります。モミの純林が老齢になってまいりますと、枯れてハリモミになってまいります。御存じのように北海道のエゾマツ、トドマツが二百年、三百年でございまして、かつて洞爺丸台風のときに木も枯れたわけでございます。やはり木も年とつてまいりますと腐つてまいります。一番長いのは屋久島の屋久杉というのは千年以上、二千年、三千年というものがございまして、これはまれでございます。

そこで、この場所に対しましては、枯れました木をとりまして、そのあとにハリモミの補植をいたしております。これは植える場合も、文化財でございますので文化庁との協議が必要でございます。そういうことで、このハリモミにつきましても、枯れたものはとりまして、そのあとにこういふ木を植えて、補植をしてこれを永久に保存するといふ考え方に立っております。台風とかその他の影響で腐つてきましたものは枯損する、これはいたしかたないものでございまして、一応学術参考林として最小限度の木は補植をしていくわけでございまして。

○島本委員 環境庁、知つていますか。○首尾木政府委員 先ほど林野庁から国立公園の特別保護地区というお話がございましたが、現在のところ特別地域というこの指定にいたしておるところでございまして、今後の予定といたしまして、その地区につきましては特別保護地区に今後指定をしたいというふうに考えておるところでございます。御承知のハリモミの純林につきましては、これは私もやはりそのような貴重などございまして、これを私どもも守つていきたいと考えておりますから、これを守つていきたいと考えておるわけでございまして、現在その林縁の部分におきまして樹勢が衰えたために立ち枯れ状態というものが出ておるといふことが事実でございます。これはやはりいま林野庁からお話のございましたような点でございまして、あるいは林縁部というものが開墾等によりまして、樹勢が衰え

たというようなところが出たと考えておるわけでございます。特にこのハリモミの純林を守るためには、林縁部の植生というものを十分つくつていかなければならないという点で、今後林野庁と相談をいたしまして、国有林におきまして補植等が現在行なわれておるところでございますので、そういう点でこのハリモミの純林は今後も守つていきたい、かように考えておるところでございます。

○島本委員 ここは、特にハリモミ原生林は世界でもここだけであるという点でこれは貴重です。それから天然記念物に指定されておるといふ点からして、現況は大きい木を切つてしまつて残つておる木が枯れてしまつし、周囲がまだらになっておる。あれは密生してないのだめだそんであります。その保護対策というものはほとんどとられていないという、こういうような状態でございます。ことに遺憾であります。これもマツクイムシのせいである、こういうようなことになっておるやうでございますが、排気ガス、それからほとんど密生させないでぼつぼつ立っているような状態では、群生でない以上枯れるのではないかと。これは私のしろうとでございますが、必ずしもそうではないやうであります。一体大臣、管理するといながらも、これは乱開発の犠牲にされておるやうなものでないかと思ふんです。以前はうつそうとしておつたやうでございます。しかしいまは道路をつけて自動車が行きかかると、切草を切つてもうまだらになっておる。これはまだらになつたのはそのせいで、枯れたから切る、切るからまたまだらになる、こういうふうになるのか、その辺の因果関係はわからないのでありますけれども、いま行つてみたらうつそうたる原生林でございます。いまぼつぼつとしておるんです。あえていうと私の頭の毛のやうなやうなはえ方をしているんです。したがうして、これはほんとうに手を尽くした結果だ、こういうやうに言うことはできない。せつかくこれは林野庁の長官も首尾木局長もふさふさとしておるやうであります。

たといふやうなところが出たと考えておるわけでございます。特にこのハリモミの純林を守るためには、林縁部の植生というものを十分つくつていかなければならないという点で、今後林野庁と相談をいたしまして、国有林におきまして補植等が現在行なわれておるところでございますので、そういう点でこのハリモミの純林は今後も守つていきたい、かように考えておるところでございます。

実際の山はあなたの頭と反対ですから、こういうやうな点は十分管理に手を尽くさないとイケないと思ふんです。林野庁、これは全然もう管理体制なつてないでしよう。ただ指定して看板立ててあるだけでしよう。どういふやうにそれを蘇生させようとしておられますか。

○福田政府委員 ハリモミの枯れました原因は、先生ただいま御指摘ありましたように、周囲から伐採が進んできて、残っているものが数十ヘクタールという、その林縁の部分がやはり台風等の影響を受けて、樹勢が弱り、その結果枯れるということがあるわけでございます。しかし二百五十年ないし三百年という老齢の限度でございますので、先ほど申し上げましたやうに、そういう中でもやはり枯れるものがございます。それらに対しましては、ハリモミを保存するやうにしてを植栽しまして、この林分を保存するやうにしてあります。なお林縁につきましても、そういうやうな補植をいたしておるわけでございます。

なお、ここは甲府の営林署の管轄でございますが、随時そういう管理につきましては厳正を期するやうに指導いたしておるところでございます。なおマツクイムシはどうかという御指摘がございましたけれども、この地区にはマツクイムシの発生はございません。○島本委員 これは長官、われわれは富士のあの演習地の不発弾により被害を受けた、その調査に行つてそのそばにあるこの原生林を発見し、むごたらしい状態を見てきたのであります。ですから長官、これは単に演習地の不発弾の問題だけではなく、その周辺のせつかくりつぱにこういうやうに保存されるやうな状態にありながら、さつぱり手が加えられておらない。破壊されておる。演習地のそばだからこういうふうになつたのかどうか知りませんが、まばらになつておる面積は林野庁のほうで調べてあります。

○福田政府委員 ハリモミの純林は五十七ヘクタールでございます。全体がこれを保護林といたし

まして百三十七町歩でございますので、純粹なハリモミだけの林分というのは五十七町歩ですけれども、その差額は、ハリモミの点在しておるものとかあるいはアカマツとか、そういった樹種が入っているわけでございます。

○島本委員 やはりこれは十分保全に気をつけなければなりませんし、この状態ではいまにあれば全部枯れてしまいます。そういうおそれを持って私は戻ってまいりました。林野庁長官、あなたも緑を愛するということをテレビを通じて全日本の婦女子に宣告しているのですから、今後はそういう点を守って、緑を守るのは林野庁なんだ、これに徹してやるようにしてもらいたい。ここはまことに粗末な感じですよ。あなたも行って十分見てきたでしょうから、この保全には十分意を用いてやってもらいたい、このことを要請しておきます。

それと同時に、長官にまたお願いしておかなければならないのですが、このようにしていま自然公園法だとか自然環境保全法だとか、次から次に改善しようとしております。これは日本の自然を守るためなんです。必要なんです。同時に、いまの長官と以前は議論しました。安条条約のある以上、どうしても演習地はこれはやむを得ないのだ、そのかわり残りは管理する、こういうふういって在来の演習地を取り上げておった。あらためて今度環境の保全をするために、環境庁としては一生懸命にやらなければならぬはずですよ。しかし、あらためてこの保全をするための水源涵養林であるとか保安林であるとか、こういうようなところを、進んで演習地拡大であるとか、進んで演習地をつくつたりすることに環境庁は決して賛成ではないでしょうな。

○三木国務大臣 たびたび申しておるように、自然環境保護という、自然環境の保全という観点から言えば、演習地というものが歓迎すべきものではないわけですから、これはできるだけ縮小をこそすれ、次々に拡大していくという考え方は環境庁が持つはずはないわけでございます。

○島本委員 北海道開発庁、来ておりますか。防

衛庁、来ておりますか。

これは防衛庁にお伺いしますが、北海道に幌加内町というところがあります。この辺に幌新ダム、これは農業用ダムで開発庁が直轄工事現在建設中である、こういうようなことでありますが、この幌新ダムの周辺で自衛隊が演習地を策定する、こういうような予定はございますか。

○伊藤説明員 お答えします。

私、幌新ダムというものを承知しておりませんが、場所が北海道の空知郡でございます。うちよつと幌新ダムの計画そのものは承知しておりますので、それはお許しただきたいと思っております。

○島本委員 二千二百ヘクタール、これを自衛隊の演習地にするために北炭の土地七百ヘクタールをすでに売却済みである、民有林二百ヘクタールはもう売買の目鼻がついた、そして残るのは国有林の千二百ヘクタールである、その周辺は水源涵養保安林の指定を受けている個所である、こういうようなことになっておりますが、もしこうだとすると、どこで計画し、どこで行なわれているのかわかりません。北海道開発庁が直轄工事をして、いるその周辺でございますが、この国有林千二百ヘクタール、こういうような点について、売買契約その他は林野庁で受けておりますか。

○福田政府委員 ただいまのところ、承知いたしておりません。

○島本委員 そういうような場合には、水源涵養林である場合には、当然これは許可してはならないものかと思っておりますが、その点についてはどう、こういうようなお考えですか。

○福田政府委員 保安林の解除ということにつきましては、現在、森林法に基づきまして、その理由の消滅したときかあるいは公益上必要があるときとか、そういった二点に限る。前者の場合に

は許可しなければならぬし、後者の場合には許可してもよろしい、こうなっているわけでございます。御指摘の点につきましては、現在のところ、具体的にもこちらに連絡がございませぬので、これはもし具体的にになりましたらばよく検討してみなければならぬと考えております。

○島本委員 環境庁長官は、在来のものであるならばこれはやむを得ないが、新たな環境破壊につながるようなことはしたくないんだ、いま言ったばかりであります。これはもう自衛隊の演習場としてこういうような策定があるのですか、ないのですか、防衛庁。

○伊藤説明員 先ほどお答え申し上げましたように、事が沼田演習場のことでございまして、いま検討中でございます。

○島本委員 もうすでに北炭から七百ヘクタールの土地を買収済みですか、まだなんですか、この点をひとつお知らせください。

○伊藤説明員 御指摘の事実、ございません。

○島本委員 では、そういうような事実はないということですね。

○伊藤説明員 毎度申し上げるようになっておりますが、沼田演習場といいますが、沼田町に駐とん地演習場を御誘致されている。そして、それを受けてまして私も、いま検討しております。ただ、先ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それから誘致者の方のお名前もあげられておるようございまして、現在のところ、まだ計画の事前段階の検討というところにとどまっておりますので、売買等をすで行なつた事実、契約等を行なつた事実は何もございません。

○島本委員 私のほうには、北炭の土地の七百ヘクタールはもうすでに契約済みである、こういうようなことがございまして、まだそういうような事実がないとするならば、私のミスであるかもしれません。ただ、そのほかの民有林二百ヘクタールはこれはもう売買の目鼻がついた、こういうようなことをいわれておりますけれども、この問題

についても全然目鼻がついていないのですか。

○伊藤説明員 お答えします。沼田演習場の件につきましては、現在のところまだ計画決定もいたしておりませんので、一切、所有者の方でなされたら売買の契約を行なつていくという事実はございません。

○島本委員 開発庁が来ているようですが、幌新ダムの開発計画はどういうふうに進んでいきますか。

○山田(憲)政府委員 ちよつと不勉強でございますが、お尋ねの幌新ダムは、ただいま全体設計という段階にあるように承知しておりますが、正確な点は取り調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○島本委員 これは開発庁の直轄工事目下建設中、こういうようなことになっていくようでありませんが、全然建設に入っていないのですか。

○山田(憲)政府委員 おそれ入りますが、ちよつと取り調べまして至急お答えいたしますから、ちよつとお待ちください。

○島本委員 北海道では幌加内町の朱鞠内ダム、これを中心として道立公園をつくりたい、こういうような意向があるようですが、現在これはどういふふうに進んでいますか。

○首尾木政府委員 まだ北海道からそういうことにつきましては聞いておりません。

○島本委員 それに対してもストップがかかっているというのですが、林野庁は御存じありませんか。

○福田政府委員 承知いたしておりません。

○島本委員 大体それはわかりました。これ以上調査しなくてもよろしいと思えます。もう自衛隊のほうでは北炭の土地の七百ヘクタールは売却済みで手に入れているようであります。そして民有林の二百ヘクタールは目鼻がついた、こういうようなことになっておるようであります。まだ契約までいっていない。残る千二百ヘクタール、この国有林がなければ演習地としてその辺の開発はできません。同時に二百ヘクタールの自衛隊の演習場になるわけですから、北富士の演習場

を上回るような膨大なものをつくらうとするし、それも水源涵養林千二百ヘクタール、ここにほこ先を向けているわけでありませぬ。当然、林野庁ではそういうような意思もないようでありませぬ。同時に変更の意思も今後はないと思ひますから、これはこれで私の夢物語であつた、自衛隊のほうでも、防衛庁のほうでもそういう計画はない、こういうようなことにはつきり承しておきたい、こう思ひますが、これで防衛庁はいいですね。

○伊藤説明員 お答えします。

先ほどからお答え申し上げておりますように、現在のところは演習場設置につきましては検討段階であつて、まだ計画は確定してないということでございます。

それからもう一つは、先生がお話しになりましたようなすでに売買あるいは契約といったような事実はないという二点、先ほどから御説明申し上げたとおりでございます。

○島本委員 演習地をここでつくる計画を今後進めるのですか、ちよつとくどいですが、現在検討中であつて、計画はまだ決定してないということでございます。

再三のお答えで恐縮でございますが、現在検討中であつて、計画はまだ決定してないということでございます。

○島本委員 水源涵養林として千二百ヘクタールあるのですが、林野庁としてはこれは開放する意思はないのですか。まだ相談を受けていないということですから、これは水源涵養林としても重要な場所ですから、その点についてはつきり聞いておきたいのです。まだ計画の段階ではつきり聞いていないというが、三木長官はこれから新たにこういうふうな自然の破壊は望ましくないのだ、こういうふうにはつきり言つていたのです。林野庁長官としても私は同意見だと思ひます。林野庁長官についてひとつ林野庁長官の意見を伺ひたい。福田政府委員 保安林の管理につきましては、農林省の中で林野庁が行なつておることでございます。水源涵養保安林その他どういふ保安林でございますか、保安林としての機能を完全に果た

すように管理するのが私たちの役目でございます。したがひまして、政府として何らかの保安林についての解除の問題等が出てまいりますれば、私たちがとしては、その保安林の機能が失われないうにするのが本意でございますので、先ほどちよつと申し上げました二点でございます。第一点は、保安林としての指定の目的が消滅した、つまりそこを山火事その他、でかい災害で森林がなくなつたとか、あるいはほかの代替施設ができたとか別の保安林ができたという場合には、解除しなければならぬ。指定の理由が消滅する、それが森林法の中に一項ございます。もう一点は、公益上の理由、公共目的に沿つて行なわなければならぬときに解除してよろしい、こういうのが現在の森林法にございます。ございますけれども、まだ具体的な話でございますので、私たちがしましては、現在の保安林はそのまま完全にその機能を維持するように管理してまいりたい、かように思つております。

○島本委員 やはりその辺になると、将来に含みを残して、知らないと言ひながらも、それじゃ知つてゐるのですか。

○福田政府委員 保安林というものを解除する場合、いろいろございますけれども、何も防衛問題だけでございませぬ。宅地造成をする場合とか、あるいは農地をつくる場合とか、草地をつくる場合とか、いろいろございます。それらを合せて保安林というものは一切解除しないのだということにしますと、やはりいろいろの問題もございませぬので、法律の中ではそういう可能性を残してゐるわけでございます。そのことだけを御説明申し上げます、いまのそういう計画につきましては、全然承知いたしております。

○島本委員 そういう計画が内示されたら、どういふような態度をとりますか。

○福田政府委員 どういふ計画でございますか、保安林の機能を害するやうな計画であるかどうかによつて判断したいと思ひます。

○島本委員 国有林千二百ヘクタールを自衛隊の演習地に新たに上り上げる、こういうならば、保安林の目的は全部なくなるでしょう。機能は果たせなくなるでしょう、切つてしまふのですからその演習地にするということについてどうかということなんですか。

○福田政府委員 演習地にするかどうかというところは、林野庁としては意見を申し上げる立場ではございません。

○島本委員 演習地にするにしましたらどうしますか。

○福田政府委員 私の立場としましては、こういった問題いろいろございますが、保安林を完全に守つていくのが使命でございますので、保安林を維持して、これをなくさないようにするのが原則でございます。

○島本委員 したがつて、最後までその原則は貫くわけですね。

○福田政府委員 基本的な考えとしては、その原則は貫くものでございます。

○島本委員 防衛庁、私もこれは初めて聞くのですが、この計画は単にこれはもう机上プランでもない、話し合ひが出てゐる程度であつて、それは具体的にまだ起こしてゐるやうな計画ではないのだ、こういうふうにして承つておりましたが、これはもうほとんど計画として策定されてゐるのですか、それともこれから策定しようとするのですか、この計画についてはつきりさせていたかと思ひます。環境庁の長官もそれから林野庁長官もこの原則を確立して進んで、現在のこの機能をそなうやうなことはしたくないということにはつきりしてゐるのですから、いまの問題はちよつと重要性を帯びてきましたので知らせてください。○伊藤説明員 お答えします。毎度申し上げるやうでございますが、沼田演習場の問題につきましては、地元の御要望もありまして、現在防衛庁内部で検討中でございます。○山田(憲)政府委員 先ほど幌新ダムのお尋ねでございますが、私がちよつと知識が不正確でございますが、全体設計の段階ではないかというふう

申し上げましたが、間違ひでございまして、すでに建設に入つております。昭和五十年完了の予定で目下建設中でございます。

○島本委員 片やそういうふうにして建設に入つてゐるわけでありませぬ。片や演習地の計画が案外進んでゐるやうであります。そしてこれは水源涵養林でありますから、これはめつたに手をつけられない。したがつて、水源涵養の目的をなくするために自衛隊が別なダムをつつてやつて、そしてそのダムの機能が十分果たせるやうになつてからそれは伐採して自衛隊の演習場にした、こういうやうな意向があるかのように承つておるのですか、そういうやうな計画なりそういうやうな実行なりがあるのですか、防衛庁、開発庁。ないならばないでいいのです。私はないほうが望ましいのですから。

○伊藤説明員 演習場の設置につきましては現在検討中でございますが、まだ計画決定したものではありません。したがひまして、その規模あるいは範囲、それからその中にかりに保安林があるとかないかということについても、現在まだ何もきまつておりませぬので、私どものほうでそういった代替施設について具体的なものを定めてゐるということは一切ございません。

○山田(憲)政府委員 ただいまのやうな話は、開発庁といたしましてはまだ全然話を聞いておりませぬ。

○島本委員 北海道も知らない、林野庁も知らない、環境庁に至つては皆目知らないうちに、防衛庁のほうでは地元の要請にこたえてということ、こういうふうな計画が進められてゐるとしたら、これは重大です。私はこの機会に、そういうやうな計画がもうどのやうに進んでゐるのか、資料としてこれを要求したいと思ひます。委員長から可及的すみやかに、この計画、どの規模なのか、それから現在まで買収済みの土地はどれほどなのか、売却契約済みのものはどれほどなのか、規模とあわせてこの点をひとつ資料として要求いたします。○佐野委員 伊藤施設課長かでございますか、先ほど

質疑応答の中でだいぶ明らかになったと思いますけれども、もう少しはつきり資料要求に対する件について……。

○伊藤説明員 お答えします。

ただいま先生の資料要求なされましたことにつきまして、先ほどの答弁の内容にすべてお答え申し上げているつもりでございますが、それよろしくごさいませうか。

○島本委員 そういふ計画があるというのでしう。どういふ計画なのか、知らしてもらえないのですか。計画は全然ないというならいいんです。

○伊藤説明員 お答えします。毎度お答えしておりますが、現在防衛庁の中で検討しておりますので、防衛庁としましては、その演習場の規模、内容等、現在まだ検討段階で、全く未定でございますので、そういう意味では、確定しました計画はございません。

○島本委員 したがって、確定された計画はないという、もちろん北海道も林野庁も環境庁も知らないといううちに、あなたのほうでは内々でそういうような計画を進めているという。しかし、もうすでに土地七百ヘクタールは北炭から買い上げ済みだ、こういうようなことをいわれているし、民有地、民有林の二百ヘクタールはもう売却の見通しがついたんだ、こういうようなことをいわれている。あと残るのは千二百ヘクタールの国有林である、そういうようなところまではつきりしているのに、これはもう計画であるから言われない。はつきりこれができてから、あとは強行実施、この段階になって言わせるというだけだつたら、これはとんでもないことです。私そういうのを、計画はほんとうに小さくても、あるのかないのか、ないというならいいというんです。あるというならそれを知らせるといふんです。資料として出せなですか。委員長、それは要求できないですか。

○伊藤説明員 お答えいたします。先ほどから先生いろいろ数字をあげられ、あるいはその売却ないしは契約といったような具体的な名前もあげておられるようございませうけれども、私も、先ほどお答え申し上げましたように、その事実ごさいませんで、そのように御承知おきいたしたいと思います。

○島本委員 どうも私理解できなくてまことに申しわけない。防衛庁でその演習地をつくるのかつからないのか。地元の要望があるからつくるといふので、その計画は内々で進めているといふのでしう。そうじゃありませんか。進めているらんだつたら、それをはつきりさせてくれといふんです。どの規模なのか。そして、いま言ったような事実がないならいいいんです。それを示してもらいたいというんです。あなたはわからないかもしれぬが、私のほうがわからない。それも知らしてもらえないのですか。それも資料としてこつちのほうへちようだいできませんか。

○伊藤説明員 沼田演習場におきます現在の私どもの状況につきましては、先ほどからお答え申し上げたとおりでございますが、その現状につきまして資料として提出するようにおことばでしたら、後刻お出しするよういたします。

○島本委員 その規模、それと同時に、いま言ったような売却済みの土地の有無、それと、もうすでに民有林というようなものに対しての契約をしたのかしないのか、それから今後の、おそらく計画があるとするならば、国有林のほうにはどれほど入っているのか、私のほうでは千二百ヘクタールだと承つておる、こういうふうな点について、具体的にこれは資料として提出してもらいたい。要求しておきます。

委員長においてもしかるべく計らつてもらいたいと思ひます。

○佐野委員長 ただいまの質疑応答の中でいろいろな点が明らかになつておると思ひますので、一応正規にその趣旨を、いまの答弁の趣旨を出していただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 承知しました。

○島本委員 こういうようなことが知らないうちに行なわれているということは、実際遺憾なんです。すべてこれは土地の要望であるからということでも、私も、先ほどお答え申し上げましたように、緑したたるような山の木をどんどん切つていく計画なんです。もうすでに計画として策定され、実施に移される時には、もう林野庁は全部それは政府の言うとおりになつて解除しなければならぬのがいままでのしきたりだつたからです。今度二葉にしてこういうような事態が露見されるならば、緑を保全するために、いませつかくこの法律まで出してやる。自然公園法とか自然環境保全法の一部を改正してまでも自然を守らうとするのですから、それに反逆するような行為があるとするならば、これは二葉にしておいてこれをつみ取らなければならぬ。この意味で私は重要だと思つたからしつこくこれを聞いたのであります。この点を十分理解しておいてもらわなければいけません。この点だけはひとつ御了承願つておきます。

それで、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐野委員長 ちよつととめて。

〔速記中止〕

○佐野委員長 速記を始めて。

○島本委員 まだまだ政府のほうでは、せつかく自然公園法や自然環境保全法の一部を改正する法律案を出しているながら、依然として、前回成立の際に附帯決議が六項目にわたつてつけられておるのでありますけれども、この実施につきましてもまことに不完全であります。それと同時に、自然環境の破壊が随所においてもうこれは計画されているような、こういうような状態はまことに遺憾であります。私は、いま自衛隊の演習場の問題一つ見ましても、これを新たに計画し、これを行なうとすることがあるとするならば、これはまことに重大な自然破壊になります。私は、そういうような点で資料も要求してありますから、その資料に基づいて次にこれを伺いたい、こう思いますので、保留してきようはこれで終わります。

○佐野委員長 了解しました。

○岡本委員 最初に長官にお聞きいたしますけれども、自然環境保全法それから自然公園法の一部改正でありますけれども、この自然環境保全といふのは、中身を見ますと、私たち前国会で審議したので、ほとんど原始林といふものか、そういうものを残すといふのがおもな目的になつております。そこで、そういう自然環境だけを保全するというような法案に近いわけでありまして、御承知のようにPCB問題あるいは水銀問題、あるいはまた大気汚染問題、こういうものが全国的にいま広がつていっているわけでありまして、はたして現在の公害対策基本法、これを御承知のように対症療法的といふのですか、そういうものが起つてから対策をするといふようなことではならない時期がもう来たのではないかと。先ほど聞いておりました、長官ももう全体を考へてやらなければならぬといふようなお話でありましたので、やはり私ども提唱しております環境保全基本法、こういうところから出発した対策でなければならぬ。その中に自然環境保全も入るわけでありませうけれども、もう少し強い、また将来の後代の人が、私たちの子孫が任んでいけるようなそういう国土を考へた環境保全でなければならぬ、こういうように考へるわけでありませうが、したがって現在の公害対策基本法あるいはまたそれに伴つてころの実施法といふのですか、こういうものの洗い直しをしなければならぬときが来ておるのではないかと。同時に、環境保全基本法を制定しなければならぬ時代が来たのではないかと、こういうように考へるわけでありませうが、長官の御意見を承つておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 岡本委員の言われるように、環境を全体として考へなければならぬ問題、たくさんそういう事態が起つてきておることは、お説のとおりだと思ひます。だから、将来の課題としては、もう少し環境全体の保全ということで立法を考へるようなそういう発想も考へるのかもしれない。しかし、いまのところは、環境を一番破壊するものは、端的に言つて公害の問題ですから、そういう点で、この立法の趣旨に沿つて十分にこ

進めていくわけですから。その裏には、もう保安林や緑したたるような山の木をどんどん切つていく計画なんです。もうすでに計画として策定され、実施に移される時には、もう林野庁は全部それは政府の言うとおりになつて解除しなければならぬのがいままでのしきたりだつたからです。今度二葉にしてこういうような事態が露見されるならば、緑を保全するために、いませつかくこの法律まで出してやる。自然公園法とか自然環境保全法の一部を改正してまでも自然を守らうとするのですから、それに反逆するような行為があるとするならば、これは二葉にしておいてこれをつみ取らなければならぬ。この意味で私は重要だと思つたからしつこくこれを聞いたのであります。この点を十分理解しておいてもらわなければいけません。この点だけはひとつ御了承願つておきます。

○佐野委員長 ちよつととめて。

〔速記中止〕

の目的を果たすということが今日一番必要なわけです。そういういま、公害基本法、これを全部やめて、環境保全という大きな立場ということで切りかえていくということが、こんなに公害問題が各地に起こっているときに適当だとは思いませんが、将来の問題としては、ただ対症療法的でなしに、全体としての日本の環境保全というものを一体として考える必要というのは将来あり得ると思えますね。一つの考え方としては、そういう考え方というものが今後検討に値する一つの考え方だと存じます。

○岡本委員 長官のお考えを聞いておりますと、現在あちらこちらにたくさん水銀問題あるいは全国的な公害問題、これはなぜこうしてどんどん起こってくるか。たとえば水銀汚染の問題あるいはPCBの問題、これも今度私どもは調査に参りまして、水保からずつと回りました。それも、原因因というのはもう三十年、三十四年あるいは戦時中、もうずつと原因が先になって、そうしていまはその施設がないとかいうような工場もある。ということは、十年、二十年先を見通しあるいは五十年、百年の先を見通したそういう施策がなかったところに、ただいたずらに経済成長ばかりのままで政治のあり方がこうなつたのであるということも考えますれば、いま長官の現在の公害対策をやるためには現在の公害対策基本法でいいんだというようなお考えでは、また次の時代に、何年かすると、何年かどころかもうすぐで次へ起こってくる目に見えない、たとえばDDTにしてもこれがPCBにかわるというような説も出てきておるのですね。こういうことを考えますと、いまの時点においてそういう環境保全の最も大事な基本を示すときが来たんではないか。そうしなければまた同じことが次から次と起つて、日本列島は汚染列島になってしまつて、このことを考えますと、ここで勇断をふるってひとつこころで大きく変えなければならぬ。長官は先ほど全体を考えていかなきゃならぬというようなお話だったんですが、いまの御答弁だとちよつと考

方が後退したように思つたので、その点についてもう一度……。

○三木国務大臣 すべての政治の基礎というものの中に、環境の保全というものがいま要求される時代だと思つて、これはもう通産行政にしてもあるいは建設の行政にしても、厚生行政にしても、そこから出発せなければとからあとから善後措置に追われることになっていく。だからそれは一本の法律で、岡本委員の言われるように法律でまとめあげようとするは非常に広範な問題を含むわけですね。もう一切の政治の出発点、こういうことですから、後退はしていませんよ。みなやはり政治をそこから出発せないとあと片づけばかりに追われることになる。だからそれを一本の法律でまとめ上げていくことは政治全般に関係するわけですから、やはりこれはなかなか大問題でありまして、とりあえずいま一番大きな問題、公害問題というのはこれだけの大きな問題ですから、そういう法律の趣旨を徹底していくと同時に、いろいろな政府の施策、それがやはりすべてそういうところから出発するというので、岡本委員がねらうていられる全体としての政治を環境保全という一点にしばつてやらなければいけません。このことから環境保全法というような広範な法律をつくるべきだといふので、言われる精神といふものはすべて政治の基本の中になければならぬ、そういうふうな考えますので、後退ということではないわけでございます。岡本委員の言うことをもっと強く政治の中に取り入れなければいかぬといふことをむしろ強く申し上げておると言えると思つておる。○岡本委員 長官、政治の上にこれを取り入れていく。ところが、行政の立場としますと、やはり法律に基づいて行政を行なうべきなんです。法律を逸脱した行政なんというものはあり得ないわけですね。そこで、たとえば先ほど話がありました、この前ここで論議しました伊達火力の問題にしまして

も温排水の問題とか、そういうものに対しては、まだきつとしたけじめをつけてない。にもかかわらず通産省は認可している。この認可は取り消さない。一べん認可したものは取り消すわけにはいかない、こういうような話ですね。ですから環境保全というものを、あらゆるものをきつとした実施法まで参るその前の基本法ですよ。この大気汚染防止法を見ましても、この火力発電につきましては、こういう認可につきましてはこれは地方自治体の長に委任していいのです。これを適用除外しているのです。ですからいまのようなことが起こっているわけですよ。ですから私の言わんとするところは、長官がただ政治の上で取り上げていく。政治の上に取り上げていくのであれば、それを今度は各行政機関に対してやはり法律として、基本法としてその方針を打ち出さなければならぬ。いまままでの御答弁ではどうも納得し兼ねる。同時に、いままでの公害対策基本法の実施法、こういうものの洗い直し、見直しをしていかなければ、いつまでたつても私たちが各所に参りまして、きのうも委員長と一緒に、三日間ずつと回りましたが、どこへ行つても結局立法府の責任——向こうへ行きますと立法府も行政府も関係ないわけですよ。徹底的にやられちゃつたですよ。それはやられてもいいんですけれども、しかし考えますと、これは各官庁が、法律がこうなつていからとかそれは権限がないからとか、そういう無責任なことではこの日本列島は将来どうなりませうか。だから実力者である副総理がここでひとつ先頭に立つてこの辺をお考えになつて、私たちが対策を出してやるわけですから、政府としてもここで環境保全基本法をぜひともきつと出したものを出して、あらゆる開発、あらゆる対策はこれをもとにしたものでなければならぬというのをお示しになるのが筋ではないか、こういうふうには私に思ふのですが、いかがですか。

○三木国務大臣 岡本委員の考え方は、私は否定はしていません。だからやはり今後の課題として検討をするに値する課題である、こういうふう

うに考えておるわけでございます。

○岡本委員 値する課題なんていうより、一番最優先しなければならぬ課題です。せつかく六十億も予算をつけながら、先国会でも私たちが附帯決議にやかましくいつた自然林の買い上げにしましてもできていない。これはなぜか。地価が騰貴した。ある本によると、福田行政管理庁長官が、この地価騰貴あるいは物価騰貴を抑えるには日本列島改造をやめたらいいのだ、こういうようなことも出ておりましたが、長官の御意見はいかがですか。

○三木国務大臣 国土の総合的利用というものは必要ですね、岡本委員も御承知のように。あまりにも日本は片寄つた開発が行なわれましたから、東京、大阪、名古屋に人口の四割も集中している実態、これは不自然で、都市の機能というものに非常にいろんな都合が起つてくることは明らかであります。もう少し狭い国なら狭い国として国土を有効に利用するというような開発が行なわれなければならぬので、開発否定論者では私はないのです。しかしその開発というものが、環境の保全ということが開発の大きな出発点になる、あるいは環境を破壊し公害を発生させて、そして開発といつても、ねらつておるものは人間の生活の充実、人間の福祉の向上ということですから、そういうことでは幾ら開発といつても目的に沿わないわけですから、そういう点でもう少し、いままでは乱開発が行なわれておることは事実ですから、開発というものが環境を保全しながら開発する。そこがこれからの知恵の出どころじゃないでしょうか。もう開発をやめなければ環境保全はできないんだ、だから開発は全部ストップということでは割り切れるならば、あんまり知恵を出す必要はないですね。だけれども開発の必要性はある。開発をしながら環境を汚染しないというところがこれからの人間の知恵の出どころで、また政治のくふうの要るところではないか。これからの人類社会というのはそういうことで競い合うのではないでしようか。そういう能力も持たなければ日

本の発展というものはできませんよ。環境を破壊しないようにして開発し、日本が発展していくか。日本がそういう方法を編み出してこなければ、こんなに毎年日本が発展しておるような速度でいけるわけがない。国際的にも反発を受ける。国内でも反発が起こる。これからの日本の発展の大きな分かれ道は、環境を破壊しないかどうかのよう。に発展をはかるかというところだと思えます。それはできないことではない。人間は停滞を許されぬですから進歩しなければならぬ。そういう意味でこれはわれわれにとつて大きないまの課題だと思えますので、開発は全部ストップという説には私はくみしません。しかし環境の破壊を伴うならばその開発はストップしなければならぬ、こういうことであります。

○岡本委員 長官、きょうは時間がありませんからまたあらためて議論をしますけれども、フランスの都市計画家コルビエ^{ル・エ}という人はこう言っていますね。太陽と緑と静けさが町づくりの三要素である。これが西欧の都市計画の基本づくりといえますか、一番の要素になっている。ドイツの科学者のベルナツキー博士は、自然に成長した十メートル以上の五十年生のブナの木は一本で四家族の人々の呼吸に必要な酸素を供給している。また山口医大の中山博士は、人は一日に一万リットルの空気を呼吸することによって生きています。私たちの空気がいささかでも有害あるいは有毒なものが含まれていて差しつかえないという根拠は全くない。アメリカの生態学者ダモン・C・コール教授は、人間の未来のおそろしい可能性として、緑の不足が酸素の不足となって人間の死を招くかもしれないというような重大な指摘をしております。

だから国土総合開発で道路をつけたらするについて一番大切なのは、自然環境、緑をどうやって保全していくかということです。緑を保全するためには、一本一本の木をそのまま残しておいたのではみんな倒れてしまうわけです。それにはまず潜在しておるところの植生というものを徹底的に

調査をして、そしてその植生図に基づいた開発でなければならぬと私は思っています。日本にはそういった全国の植生図が全然ないわけです。諸外国では一九六二年ですが、その前からですが、西ドイツなんかでは食糧農林省それから国立植生図研究所、こういうものを合併して自然保護景観管理研究所というものをつくって、そして開発をするためには全国の植生図にきちつと合わせて、それを基本としてからでないかと許可しないというきびしいものをやっております。悲しいことには日本にはこれが全然ない。ですから、相当予算を取って環境庁が音頭をとつてやらなければ、いかに国土開発法ですかああいうものが出来てしましても、ただ単にここならいいだろう、そこならいいだろうということでは何を基準にして許可をしておるのか。こういったきちつと科学的なものに基づいた——明日、おそらく横浜国大の宮脇教授が見えると思えますが、この人たちもこういう意見を出すと思えます。やはりやらなければならぬと思えますよ。科学的な調査に基づいた開発、それではなければ自然というものは再び戻つてこないのではないかと思う。その点について長官の御意見を承りたい。

○三木国務大臣 私も岡本委員と同じような考え方を持っているわけです。それは部分的には植生図はありますよ。しかし日本列島というものを全体としてながめた植生の地図というものはないです。だからこれから自然をいろいろ保全していくについても、やはりそういう周到な調査の結果得た結論の上に立つて言わなければ説得力はないですからね。だから私が環境庁長官になったときも、予算の大体の折衝というものは進んでおったわけですね。私が、必要であるという、岡本委員と同じような考え方で、ほとんどきまっておった予算に加えたのがいま言った全国的な日本の環境地図といえますか、いま御指摘の植生の状態などもひつくるめた環境保全地図というものをつくつてやろう。これには何年かかたのことは、開発も進んでおるわけですし、そういう場合の一つの

参考にもしなければならぬわけですから、一年とという年限を切つたわけです。そして地方の大学教授、専門家——あした来られるという宮脇教授も協力者の一員であります。それで一年間でつくり上げる。その後も、これをできるだけでもつと精密なものにして日本が国民の常識として、これだけの環境は守らなければならぬというふうな、こういう一つの大きな参考になるようなものをつくりたいということで、いませつかくやっております。岡本委員の考え方も全く同じである、そういうことではその作業を進めておる次第でございます。

○岡本委員 長官が一年でそれをやり切るといふそんな甘い考えでは、私は幾らの予算か知りませんが、ちよつと——まあ諸外国の例を引きますと、二百年ぐらゐの計画です。ドイツなんか、ヒットラー——というのはほんとに悪かったですけども、この計画のためには全力を尽くしている。あのローマの廃墟の例を見ましてこういうふうなものをつくっているわけです。日本はほとんどないといつていい。というのは、ただ文化庁で天然記念物のところだけちよちよこつとあるだけなんです。あとは全然ないのです。また、これをつくるためには相当な技術者と専門家がなきゃならぬ。あなた、一年でやり切るといふんならやってみなさい。これは全然できない。

もう本会議の予鈴がなりましたから、午後からちよつと……。

○佐野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○佐野委員長 では速記を始めてください。

○三木国務大臣 いまのちよつと答えておきますよ。

植生地図が全然ないというのは、岡本委員それは少し実情に沿っていないと思うのです。これはあるのです。あるのだけれども、全国的な植生地図というふうなものにはでき上がってない。言われるとおりですよ。これは百年ぐらゐかかたらいいのですよ。しかし百年もかかるといふことは、

それは許されることではないので、まずことしやってみる。それで、これを毎年精密なものに、できるだけ調査も補足もしていくし精密なものにするというところで、言われるとおり一年という年月はこれはもう十分でないことはわかっておりますが、しかしこれだけ開発というものが進んでいくときに、一応の調べた結論というものは出しておくことがいろいろの場合の参考になるということと急ぐわけで、一年という年月が、言われるとおりそんなものは一年でできるかという御批判もあると思えますが、しかし急を要するところに年限を切つたわけでございます。

○岡本委員 では時間ですから保留しまして、一応きょうはこれでストップしておきますから、次の機会に委員長長の配慮をひとつよろしくお願いいたします。

建設省と警察庁の方どうもすみませんでした。次の機会にお願いいたします。

○佐野委員長 十分審議の時間を待ちますから……次回は、明二十日水曜日、午前九時四十五分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散會

昭和四十八年六月二十八日印刷

昭和四十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第七十一回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会 第二十七号 (その二)

〔本号(その一)参照〕

派遣委員報告書

- 派遣委員 佐野 憲治
- 登坂重次郎
- 同 林 義郎
- 同 小林 信一
- 同 島本 虎三
- 同 中島 武敏
- 同 岡本 富夫
- 同 小宮 武喜

本委員会においては、議長の承認を得て、去る六月十六日から十八日まで三日間、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県において、水俣病問題の実情調査を行なつたので、その調査の概要を報告する。

今回の調査は、去る五月二十二日に、熊本大学医学部水俣病研究班が、熊本県知事に提出した「十年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究(第二年度)報告書」において指摘された有明海沿岸におけるいわゆる第三水俣病の問題について、その水銀汚染の実態、有明海沿岸、天草地域における住民の実情並びに水俣地区における水俣病対策の実態を中心に調査を行なつた。

調査団は、六月十六日午前空路福岡に入り、まずニュー博多ホテルにて、福岡県、大牟田市当局から、有明海沿岸における水銀汚染の問題について、三井東洋化学大牟田工業所の水銀使用状況等を中心に説明を聴取した後、三井東洋化学大牟田工業所におもむき会社側から説明を聞き、福岡県有明海漁業協同組合連合会の代表の陳情を受け、その後工場内を調査した。ここで調査団は二班に分かれ、A班は、熊本県庁において、県当局、熊本大学武内教授外四名及び関係市当局より水俣病対策に関する問題と今日までの概況についてそれぞれ説明を聴取するとともに、熊本県漁業協同組

合連合会代表等の陳情を受けた。

B班は、大牟田市より佐賀県に向かい佐賀県当局から現況について説明を聞くとともに、県庁にて同県有明海漁業協同組合連合会代表の陳情を受け、さらに長崎県島原市において、長崎県当局より今日までの経過及び現況について説明を聴取、島原市及び関係市町当局より要望及び陳情を受けた。

翌十七日A班は、日本合成化学工業熊本工場を調査、宇土市、三角町、有明町においてそれぞれ有明海関係各漁業協同組合、魚介類販売業者、旅館組合の陳情を受けたが、いずれも第三水俣病に関する発表以来、有明海一帯で水揚げされる魚介類に対する不安と魚価の暴落は沿岸漁業関係者に重大な打撃を与え、今日死活問題となつている窮状とこれに対する早急な対策の実施を要望するものである。

B班は、島原市漁業協同組合を視察した後、同市工業高校体育館において、長崎県魚連組合代表、水産物販売関係者の陳情を受け、さらに島原より三角港に渡りA班と合流し、有明町において調査を行なつた。

十八日は、本渡よりフェリーボートにて水俣市に渡り、水俣病患者山本タモさん外四名の各家庭を訪問、見舞し、さらにチソ水俣工場の排水口附近を視察した後、水俣市役所において水俣病対策の概況説明を聴取、次いで明水園の視察を行ない調査を終了したが、この間一部の委員は、隣接する鹿兒島県出水市を視察し、地元の陳情を受けた。

以下、各県における調査の概要は次のとおりである。まず、福岡県においては、環境整備局長から有明海水銀問題について三井東洋化学大牟田工業所の水銀使用状況、有明海の水産生物の水銀含有量調査等について説明を聴取した。

県当局の説明によると、三井東洋化学(株)大牟田工業所では、昭和三十五年より食塩の水銀電解を開始し、昭和十二年から昭和四十八年三月までに購入消費された水銀量は、購入量一五三三トン、保有量七九七トンで、消費量七四四トンと推定され、消費量中おおよそ三・二トンないし四・七トンが排水中に含まれて大牟田川に排出され、残りの六九七トンないし七二七トンはスラッジとして廃棄またはコンクリート固化(ブロック)され再生のため売却され、または保管しているほか、製品への混入、蒸発揮発及び盗難により消費されたと推定されるが、これは会社の推計によるものであり、会社の報告は当初の報告より変化しているため、さらに推計を詰め四・六五トンと割り出した。県としても今後排出量についてはもつと正確に詰めていきたいとしている。

また、排水水については、昭和四十四年から旧水質保全法による規制が行なわれており、昭和四十二年からの排水水の水質測定結果はメチル水銀、アルキル水銀ともに検出されなかつたが、総水銀については若干検出され、昭和四十五年十一月十二日の測定結果が水質基準に違反したため、翌四十六年三月二十四日に改善命令を出している。その結果、電解関係排水系統等の廃水処理施設などの改善が実施され、同年八月以降は排水中の水銀は検出されていない。

水銀スラッジの処分状況は、昭和三十八年から凝集沈澱処理後に発生する水銀スラッジをパキニウム車で会社所有の早鐘埋立場に埋め立て昭和四十四年から活性汚泥処理により同様な方法で処理、昭和四十八年四月からはスラッジを脱水して同埋立場に埋め立てし、逐次覆土してきており、現在は、水銀マッド及び染料系水銀スラッジはコンクリート固化の上、工場内に保管、含水銀排水(電解)スラッジは高松増田化学へ売却し、第一排水処理スラッジは脱水後、早鐘埋立場で処

分、谷間を堤防で区分し、スラッジの流出を防止しており、地下浸透、井戸水への影響はないことである。

次に、大牟田川の水質及び底質における水銀濃度については、総水銀について昭和四十一年から毎年測定を実施した結果、水質は、昭和四十六年度三井東洋化学株大牟田工業所第一排水口直下で最大値〇・五七ppmを検出したが、昭和四十七年度ではいずれの地点でも検出されない。しかし底質においてはすべての地点から検出されている。メチル水銀については昭和四十二年度河口で底質中に一回〇・〇一ppm、また昭和四十三年度に三井東洋化学第一排水口直下で〇・〇〇三ppmを検出した以外には検出されなかつた。

有明海の水質及び底質については、昭和四十一年度から総水銀、全有機水銀及びメチル水銀の測定を実施したが、水質では、総水銀について昭和四十六年度に一回〇・〇三ppmを測定し、他には検出されず、また全有機水銀及びメチル水銀については全く検出されなかつた。底質では、総水銀について微量が検出され、全有機水銀及びメチル水銀については全く検出されていない。

有明海における水産生物中の水銀量について、大牟田地先で昭和四十二年より調査した結果によれば、昭和四十二年に総水銀最大値一・〇四ppm、平均〇・一五ppm、昭和四十三年に塩化メチル水銀最大値〇・一五ppm、平均〇・〇四ppmを検出、アナゴが特に高かつたが、昭和四十五年、四十六年と低下しており、いずれも総水銀及び塩化メチル水銀の含有量は微量で〇・〇〇アルファ値であつて、非汚染地域のものと比較して差は認められず、これより見て福岡県地先海域の魚介類は安全であるとの宣言を行なつたものである。

さらに、大牟田地区住民の毛髪中の水銀濃度については、昭和四十二年当時スモン病患者が水銀

中毒と関係があるという説が発表されたこともあり、久留米大宇山口誠哉教授が、大牟田市における住民四十九名について毛髪調査を行なった結果、四十八名の平均値は三・七一ppmで、通常値二〇ppm以下であり、また三〇〇・三二ppmを示した者一名については精密調査の結果、水銀含有クリームを使用していた影響であることが判明し、いずれもいわゆる水俣病との関係は見られていない。

また、県の対策としては、県の環境対策協議会に水銀対策部を設置してあたり、有明海全域について五県共同で環境調査、魚介類の調査、沿岸住民の健康調査を早急に実施し、発生源対策としては、製造工程を隔膜法による方式に転換、完全循環に改善するように工場に対し文書で指導を行なうほか、汚染河川、海域のしゅんせつを実施することとしているとの説明があつた。

しかし、三井東圧化学大牟田工業所の水銀使用状況、特に消費量中の排出量については、会社側に過去の記録がなく、染料、電解二系統の生産量からそれぞれ計算した推計であるため、その数値に疑義があり、さらに正確な把握が必要である。また、水銀スラッジの処分についても、早鐘埋立場における管理について地下浸透、雨水による流出及び井戸への影響等さらに慎重な検査及び流出浸透防止措置が望まれる。

次いで、県当局より第三水俣病の発生以来、有明海沿岸の住民は、健康に対する危惧と魚介類の価格の暴落等により深刻な生活不安におびやかされてきている実情があるため、早急に次の措置を講じられたいとの要望があつた。

- (1) 健康調査に対する国の支援体制の確立

沿岸の全漁業者及びその家族を中心に健康調査を早急に実施すべく準備を急いでいるので、その前提となる国の統一的な手法の早期確立並びにこれに対する十分な財政援助を講ぜられたい。
- (2) 魚介類の食品としての安全基準の早期設定

住民の健康を保護するため、早急に魚介類の食品としての安全基準を設定されたい。

(3) 底質基準の早期設定

水銀に汚染された大牟田港及び大牟田川のヘドロしゅんせつ範囲等を確定するため、底質基準の早期設定をはかられたい。

(4) 水俣病発表による魚介類の値下りに対する救済措置

本原有明地先の魚介類については、過去の調査結果に基づき安全である旨を宣言したにもかかわらず値下りしており、これに対する早急な救済措置を講ぜられたい。

(5) 財産被害に対する救済基金制度の確立

公害に係る健康被害の損害賠償の基金制度については、現在立法化が進められているところであるが、財産被害に係る損害についてはもこれを拡充し、被害の早期救済をはかられたい。

続いて、委員より、三井東圧化学大牟田工業所の水銀の排出量、水銀含有量の測定法、健康調査の対象等について質疑があり、説明がなされた。次に、大牟田市三井東圧化学(株)大牟田工業所において会社側から水銀の使用量等について説明を聴取した。

その説明によると、同工業所は食塩を電解して苛性ソーダを製造、電解槽の電極に水銀を使用また染料中間物製造工程においてアンスラキノンを使用しているが、昭和三十五年から四十七年までの水銀使用量は電解用一二五・九トン、染料用二二・五トン、計器用一トン、合計一五〇・四トン、保有量は電槽内等の保有と装置内の蓄積を含め七九トン、損失量として七一・四トンで、その内訳はマッドその他に六八・八トン、排水中に流出二・六トンであり、三十五年以後は排水中の水銀含有量より計算、それ以前は記録がないのですべて推計によつたものである。

電解染料関係の排水施設の改善状況として昭和三十八年中央処理場建設以後昭和四十二年三月専

用処理場を建設、同年十月活性炭吸着塔新設等逐次改善、昭和五十年三月には総合終末処理場を完成する予定で、これより工場分は排水しないようにすることとすることである。

このあと、委員から会社と県発表の水銀使用量、排出量について不明な点、排水及びスラッジについての処理などの質疑がなされ、これに対して昭和五十年を目標に水銀電解法から隔膜電解法への転換をすることなどを明らかにした。

引き続き派遣団は大牟田工業所内の視察を行なった。三井東圧化学(株)大牟田工業所における水銀の使用量、排水中への排出量については、県、会社ともそれぞれ食い違いがあり水銀汚染対策の上からさらに正確な数値の把握と追及が必要である。またスラッジの処理、管理についても十分な指導を行なうとともに、排水処理のクローズドシステム化の促進、大牟田川のヘドロ処理等早急な対策を講ずる必要がある。

なお、同所において、福岡県有明海漁業協同組合連合会及び有明海漁業振興対策協議会の代表より陳情を受けたが、同県有明海地区における漁業協同組合は、二四組合、七、一四名、三、八五三隻二〇・〇六トン、漁獲高は昭和四十六年度七十一億七千五百円が水揚げされており、第三水俣病に関する発表以来の影響は沿岸漁業関係者に深刻な打撃を与えている。この窮状打開のため一日も早い対策の実施が訴えられた。

佐賀県においては、県当局よりの概要説明によると、現在佐賀県には、水銀を使用する工場はなく、汚染源はないと見られており、水俣病の症状を持つている者も発見されていないが、環境監視を重点的に実施することとしている。しかし、同県有明海沿岸は干満の差六メートル、遠浅で干潟を形成し、魚介類もクチゾコ、ボラ、ムツゴロウ、モガイ等種類も豊富で、漁獲高は佐賀県下の水揚げ高百五十億円そのうち有明海は百十億円の内訳はのり百二億円、魚介類八億円となつており、魚介類のうち貝類四億円、モガイがその八割

を占め、アカ貝の缶詰につくられている。有明海沿岸における汚染が問題にされてから消費者の水産物に対する不安が助長され、生産販売に支障を来たしていたが、宇土市において患者が発見されるに伴い徹底的な打撃をこうむり、魚介類の価格は暴落、箱代も出ないほど買いたたかれ、また取引中止など漁民は大部分休業状態に追い込まれている。汚染源は県内ではないので、福岡県の汚染源に対して、福岡県を通じて補償を要求するよう申し入れてある。

魚介類の水銀含有量の検査は、一三種類、一九検体について行なつており、その結果は総水銀〇・〇五七ppmないし〇・〇〇四ppmでいずれも人体に影響はないが、今後とも魚介類については、継続的に検査を実施し、水質、底質は検査も有明海環境基準点八カ所において検査し、水質は、水銀、カドミウムいずれも検出せず、底質においては、早津江河口がカドミウム一・六七ppm、水銀〇・二六六ppmであり、今後とも底質に対しては十分配慮していき、水銀、カドミウムを含めた環境調査を行なう予定であるとのことである。

なお、環境調査にあつたつては、製紙工場等による六角川の汚染には注意すべきものがある。さらに、有明海水銀汚染対策について次の要望があつた。

- (1) 国が実施する有明海の環境総合調査については、水銀のほかPCB、カドミウム検査を含めて早急に実施されたい。
 - (2) 食品中の水銀摂取許容基準を早急に設定されたい。
 - (3) 漁業者及び生鮮魚貝類販売業者並びに水産加工関係中小企業者の生活安定をはかるための救済策を講ぜられたい。
- なお、同県庁において佐賀県有明海漁業協同組合連合会代表から、同県沿岸漁業関係者の深刻な実情と早急な対策の実施を訴えられた。長崎県においては、県当局よりの概要説明によると、有明海沿岸における第三水俣病に関する報

道による住民の不安に対し、県は五月二十四日、公害関係部課長会議において、熊本大学水俣病研究報告書の内容を検討の上対策を協議、健康調査、汚染調査、環境調査を行なうこととし、まず、保健所の窓口を通じて住民に健康診断を呼びかけ、申告のもの三名について診断を行なつたが水俣病の影響は認められないようである。また有明海産魚介類に対する不安は、市場取引価格の暴落、貝類についての一部取引停止と一部地元仲買の買いたたきが見られること、魚介類汚染に不安を持つ漁民の出漁停止などその影響は大きく、五月二十八日には水産試験場により、魚介類検査のため試料として泉水海及び島原沿岸海域において魚介類一六種類一九検体を採取し、県衛生研究所で分析、その結果は、魚類〇・〇四八ppm(一種類二検体)、貝類〇・〇二二ppm(二種類二検体)、藻類〇・〇三三ppm(二種類二検体)で、これは厚生省の環境汚染の暫定対策要領による数値よりはるかに下回っており、これによつて六月五日、知事より同県有明海産魚介類は安全であるとの宣言を行なつた。しかし流通機構の段階における暴落をくいよめることができず、六月五日、同県漁業協同組合連合会が行なつた損害調査では、南北高海区三六漁協の影響額は推定五千四百八十四万円、従来の三二％であつた。その後さらにひどく七〇％ないし八〇％に及ぶ被害となつてきているばかりでなく、また外洋の橋梁における魚介類の価格と、旅館業、鮮魚商の売上げにも及んで深刻な事態となつてゐる。

県としては、さしあたり緊急対策として、県単独の融資制度による低利融資の措置をとる。魚介類の水銀分析検査をさらに継続し、安全性の確認につとめる等の対策を講ずるとともに、関係県水産部長連名で、国に対し次の要望を行なつてゐることである。

- (1) 魚介類の食品としての安全基準の早期設定
- (2) 水俣病発表による魚介類の値下り等に対する救済措置のための無利子融資制度の創設

(3) 水銀等による汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置
(4) 魚介類の常時検査体制の確立
なお、長崎県当局の要望事項は次の通りである。

一、魚介類に関する水銀の安全基準の設定について
水銀の長期微量摂取による人体への影響が懸念されており、従来定められていた暫定許容基準は、再検討の必要があると言われているが、わが国において魚介類はたん白源として、ほとんど毎日欠かすことのできないものであるため、その安全基準を早急に設定すること。

二、有明海沿岸の水銀発生源の徹底究明について
有明海沿岸の水銀使用工場における水銀の使用と排出の実態及び環境汚染との関係を解明するため、発生源の調査を徹底的に行ない、すみやかに責任の所在を明らかにすること。

三、有明海沿岸の水銀発生源の早期実施について
有明海全域について、汚染の実態と影響を明確にするため、水質、底質、生物、土壌中の水銀、カドミウム、PCB等についての分析調査及び魚類の回游、海象等に関する調査を総合的にすみやかに継続的に実施すること。

四、有明海沿岸住民の健康調査の早期実施について
有明海沿岸において魚介類を多食する漁民を中心とした住民の健康調査を早急に実施し、住民の不安の解消につとめること。

五、有明海沿岸漁民の救済対策の実施について
有明海水銀汚染問題により、魚価の暴落や取引停止など関係漁民の被害は、経済的にも精神的にも甚大であり、その援助を早急に実施すること。

次いで、委員より、魚価の暴落の状況、魚介類分析調査、有明海の流れの状況等について質疑があり、これに対し説明がなされた。

さらに、島原市当局、長崎県中央地域市町村圏組合、同県漁業協同組合連合会等漁業関係者から救済対策についての陳情を受けた。

また、翌日、県立島原工業高校体育館において、同県有明海沿岸漁業協同組合、鮮魚販売業者等関係者約二、〇〇〇名が集まり、代表者からそれぞれ汚染源が究明されるまでの間の救済対策、有明海魚介類の安全宣言、低落した魚価の差額補償等について陳情を受けた。

熊本県においては、県当局よりの概要説明によると、現在、熊本県の水俣病認定患者は四九五名、認定申請者はすでに九〇〇名をこえており、さらにこれまで非汚染地域とされてきた有明地区にも類似患者が発生し、いわゆる第三の水俣病として患者家族のみならず沿岸住民あるいは漁業関係、観光関係者等各方面に不安と生活上の打撃を与えている。まず有明地方をはじめ住民の健康調査を始めるが、その費用は県だけでは負担が大きいため、国の財政援助と国による医師団の派遣等検査医師の確保について援助を行なつてもらいたい。また漁業関係者は混乱状態にあるので、魚介類の安全基準については早急な設定が必要である。今回の漁民の救済とともに六月十四日の県議会では九億円の補正予算を組んだが、この中で七億八千二百二十万円は水俣病対策費となつてゐる。中央においても十一省庁に及んでいるので、総合的連係のとれる対策会議の設置を望んでいたが、水銀等汚染対策推進会議が設けられ、十一項目の対策が打ち出されたが、この内容の充実と早急な実施を望むものであることである。

また、熊本県の漁業は、熊本有明海区、天草有明海区、不知火海区、天草不知火海区及び天草西海区の五海区に六八組合、組合員数二五、一七一人が従事、おもにエビ流し網、小型定置網、刺網、一本釣及び採草業を営んでおり、年間約八十四億一千万円(昭和四十六年度)の生産高をあげて

いる。今回の熊本大学の報告において、水俣湾口内及び志路島周辺における魚介類についてはいまだ摂取による水俣病発症の危険性があることされ、このため地元水俣市漁業協同組合が漁獲禁止を行なつてゐるが、これに伴う漁民に対する補償など救済措置に関する法的制度もなく問題が多い。また、有明海、八代海沿岸漁民及び観光業者、鮮魚商が受けた経済的損失はきわめて大きく、これらに対しては、長期、低利の資金援助を行なう必要がある。

次いで、熊本大学医学部武内教授等から、今回の報告書に關して説明があり、今回の水俣病の研究が地域的には迷惑をかけることになつてしまつた。しかし外国でもこうした問題は起つており、研究班は水俣病の疑いのある患者を診てゐるが、水俣病かどうか明確でない。有明町、宇土市の患者については過去の発生であつて、これが混同されて住民はパニック的になつてしまつた。研究班の研究は、事実に基づき内科、神経科、耳鼻科など九つの専門分野から成り、新しい薬の開発を含めて行ない、水俣、有明の汚染を直接研究したのも入つてゐる。研究そのものは国民の健康を守り、環境を保全することを目的としてゐるが、漁民に対して迷惑をかける結果になつてゐる。この矛盾を解消すると同時に、研究に対して援助してもらいたい。汚染源が明確でないので、行政面から解明する必要がある。また、魚介類の安全基準は早期に設定されたい、と述べられた。

引き続き、委員から、水俣病の治療方法、研究班のスタッフと研究の成果、三角町と宇土の死亡者の病理的問題、ハンター・ラッセル症候群の種類、環境調査について、複合汚染の問題等について質疑が行なわれ、沢田熊本県知事、熊本大学武内、高橋、立津等各教授よりそれぞれ説明がなされた。

なお、熊本県当局の要望事項は次のとおりである。

- 一、有明海、八代海、天草海、不知火海、天草西海区の水銀、カドミウムをはじめとする重金属等

に關して両海域の濃密な環境調査と汚染原因の究明を早急に実施する必要がある。これが実施について積極的な指導と援助を講ぜられたい。

二、有明海、八代海沿岸住民の健康調査

地域住民の健康を守り、不安を解消するために、有明海、八代海沿岸住民に対する健康調査の早急な実施と国による医師団の派遣等、検診医師の確保について格段の援助を行なわれたい。

三、水俣病の治療方法等の解明

予防・治療方法の確立、無機水銀の有機化のメカニズム、あるいは水銀の長期微量摂取による人体への影響等、今後の研究にまつものが多く、国においてこれらの問題解明のための研究を行なわれたい。

四、魚介類の安全基準の設定

水銀を含有する魚介類の摂取について、安全基準を早急に国において設定されたい。

五、水俣湾内堆積汚泥の処理

水俣湾内には、水銀その他の有害物質を含む多量の汚泥が堆積しているが、早急かつ安全な方法でこの堆積汚泥を処理する必要がある、これが実施について、さらに積極的な指導援助を願いたい。

なお、あわせて底質基準を国において早急に設定されたい。

六、公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法の改正

本法による水俣病の認定は、すべて国で行なうよう法改正を行なわれたい。

公害医療手帳については、全国各医療機関で使用できるよう法改正を行なわれたい。

七、公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法に基づく医療手当、介護手当の増額

現在の患者の実態を見ると、現行の医療手当あるいは介護手当の額では十分な療養は望めず、この際大幅な増額を行なわれたい。八、有明町における水俣病類似患者の医療救済

今回、有明町で発見された水俣病類似患者について、早急に公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法上の医療救済が行なわれるよう地域の指定を検討されたい。

九、水俣病総合センター(仮称)の設置

水俣病の特殊性にかんがみ、国の機関として、研究、医療、福祉、情報管理等の諸部門を有する水俣病総合センター(仮称)を可及的すみやかに設置するよう措置されたい。

十、水銀等による汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置

水銀、PCBにより汚染され、人の健康がおびやかされている危険水域については、単に水俣湾のみの問題としてではなく、この際、特別立法などの措置を含め早急な検討を行ない、救済措置を講ぜられたい。

十一、有明海、八代海沿岸漁民及び観光業者、鮮魚商の経済的損失に対する救済

熊本大学の今回の報告により、有明海、八代海沿岸漁民及び観光業者、鮮魚商が受け、あるいは受けるであろう経済的損失は、きわめて大きいものと考えられる。これらに対しては、長期、低利の資金援助を行なう必要がある。

国においても、早急にその対策について検討し、措置を講ぜられたい。

十二、有明海、八代海における沿岸漁業の振興

沿岸漁民の生活の安定をはかるため、八代海地域における第二次沿岸漁業構造改善事業の早期着手と特別ワクの拡大並びに八代海、有明海における大規模増殖場開発事業の推進など沿岸漁業の振興に格段の配慮を願いたい。

十三、いわゆる八幡プールにおける廃棄物の処理

チソソ所有の八幡プール群には、同工場廃液を含むカーバイド残渣を主とした工場廃棄物が多量に堆積している。これは公共水域に隣接していることから、環境汚染を来たすこ

とも憂慮されている。この問題の解決については、国においても積極的な指導援助を講ぜられたい。

さらに、熊本県漁業協同組合連合会会長から不知火海及び有明海の徹底的な汚染調査、浄化の実施、水俣湾の締め切り埋め立ての即時実施、安全基準の設定、水俣病対策として漁業協同組合が実施する事業への融資、利子補給、補助金の拡大、第二次構造改善事業の繰上げ実施、生活権の保障、魚介類の価格暴落に対する補償及び休業補償、対チソソ漁業関係損失補償妥結までのつなぎ資金の融資あつせん等についての陳情を受けた。次に、宇土市の日本合成化学(株)熊本工場において、会社側からアセトアルデヒド製造及びその水銀回収状況について説明を聴取した。

その説明によると、同工場は昭和十九年から四十年までアセチレン法によりアセトアルデヒドを生産していたが、昭和四十年までの製造量は九六、二二〇トン、水銀使用量は一一四、〇一九キログラムで、そのうち水銀回収量は二〇七、四八七キログラム、水銀損失量として六、五三三キログラムの行くえについては中和ピット中の水銀量一、〇三三キログラム、スラッジプール中の水銀量二、二四四キログラム、カーバイド泥中に二三八キログラム、排水中に流出した水銀量三三三・六キログラムその他未回収工程の損失、反応器機附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

引き続き、委員から、水銀損失量を原に五トンと報告した経緯、昭和三五、六年当時化学工業協会や通商産業省からの指導と水銀使用量について報告を求められたことについて、損失量と排水中の流出量について、排出口における水銀の測定等について質疑がなされ、会社よりそれぞれ説明があつた。

このあと、同工場の排水口及びカーバイドかす堆積場等を視察した。次いで、宇土市においては、宇土市市長、同市議会、宇土保健所管内旅館組合、有明海沿岸各漁

業協同組合等から有明海魚介類の安全対策、住民の検診と患者の救済、水銀汚染の早期究明と漁業者等の救済等について要望と陳情がなされた。

宇土市より三角町に向う途中において鮮魚販売店に立ち寄り、鮮魚の売れ行き、魚価などについて実情を聞き視察したが、今まではけつこう売れていたが、最近では客がほとんど来ないので、仕入れもせず放つてある。魚価の暴落は、漁民が直接売りに来るが、値段はいくらでもよいといわれどうしようもない状態であるとのことであり、その生活は深刻である。

さらに、三角町の三角中学体育館、有明町公民館、赤崎港及び西中学体育館において、有明海沿岸各漁業協同組合、魚介類販売業者、旅館業者等多数の集まりのなかで、代表者からそれぞれ陳情を受けたが、日々の生活に困窮している漁業関係者の切な訴えに、一日も早く民生安定と被害者救済のため、生活資金の導入とつなぎ資金の融資の措置をとるとともに、科学的資料に基づく魚介類の安全基準の設定、汚染源の究明、有明海の環境調査、地域住民の健康調査等対策の実施が痛感された。

また、漁業関係者等の漁業被害に対する補償等についても、財産被害に対する損害賠償制度の確立が必要とされるところである。

水俣市においては、出月の山本タモさん外四名の水俣病患者の家庭を訪問し、患者家族を見舞つたが、発病以来十数年寝たままの人、言語障害、運動障害、視野狭窄など不自由な身で日々の生活に苦しめられている人、また、胎児性水俣病患者をかかえられた家族等に接し、その苦しみは患者家族でなければ理解し得ないと思うと慰めの言葉さえ話まるものを感じるとともに、患者家族のための福祉事業の充実と治療方法の解明等救済対策をはじめ水俣病問題に対する万全な対策の実施が痛感された。

このあと、チソソ水俣工場の排水口を視察したが、工場内までの溝には生活排水が約五分の一混入しており、公共用水域であるのに管理者が明確

でないことである。
さらに、水俣市役所において、市当局から国に
対する水俣病対策に関する要望として、

一、医療体制の確立

(1) 臨床症状の病理学的究明と治療方法の解
明

(2) 水銀汚染の広がりの実態調査とあわせて
無機水銀の有機化及び長期微量摂取による
人体への影響の解明

(3) 国立水俣病研究治療センターの設置

(4) 公害被害者救済制度の改善

(5) 複合施設「明水園」の国への移管、特に
胎児性患者の恒久的施設としての充実

二、水俣病患者認定審査作業の迅速化

三、水俣市山間部住民の健康調査と水俣沿岸住
民の補充調査

四、環境保全

(1) 水俣周辺水域の汚染調査の徹底

(2) 水俣港湾の水銀ヘドロの早期処理計画の
促進と水俣港の機能拡充

(3) 八幡残滓プールの処理計画の促進

(4) 魚介類の安全基準の設定

五、患者福祉の拡充

(1) 水俣病患者並びに家族のための福祉工場
の充実

(2) 胎児性患者のための教育施設の整備拡充

六、漁業、観光、鮮魚商業などの対策

(1) 水俣港湾水域の漁獲禁止とその補償

(2) 漁業、観光、鮮魚商業者の経済的損失の
救済

(3) 漁業の振興

七、「水俣病」病名変更

以上の説明と早急な措置の要望があつた。

続いて、同市漁業協同組合、鮮魚小売商組合及
び湯の児温泉観光協会から陳情を受けたほか、一
部の委員は芦北漁業協同組合等の漁民大会におい
て陳情を受けた。

この間、さらにまた一部の委員が隣接する鹿児島
島県出水市におもむき、同地を視察し、地元漁業

組合等関係者から各地と同様な陳情を受けた。
次いで、派遣団は重症心身障害児収容施設及び
重度身体障害者授産施設としての複合施設明水園
を視察した。

明水園は、総工費二億七千万円で昭和四十七年
十月に竣工、水俣市社会福祉事業団が運営する水
俣病患者の救済を主眼とする施設で同年十二月十
五日に開園、それまで入院治療してきた市立湯の
児病院から胎児性水俣病の子供を主とした一〇名
と自宅療養中の患者三名の合計一三名が入園し、
以来今日まで入園者がふえつつあり、現在子供一
〇名(男児五名、女児五名)、大人一六名(男四
名、女二名)、計二六名の患者が入園している。
一〇名の子供のうち五名は湯の児病院に併設され
ている市立第一小学校特殊学級に、一名は第一中
学校に計六名が通学、学校への登下校はマイクロ
バスで送り迎えをしている。他の子供には生活指
導員がついて簡単な言語指導や日常生活のしつけ
など遊具を使って指導しており、また授産施設は
当初毛糸編機、ミシン、テフト印刷機、ノリミス
編機を用意したが、眼や手足が不自由な患者には
適当ではなく、また草花の育苗、小鳥や医学実験
用の小動物の飼育をも考えているとのことである。
今後さらに施設の充実整備をはかり、水俣病
患者の医療救済や社会復帰を実現するための総合
施設とすることが必要である。

以上、今回の派遣において、水俣病研究班の報
告により浮彫りにされた水俣病の底知れぬ深さと
拡がり第三の水俣病問題として有明海、八代海
沿岸各地の住民に深刻な不安と打撃を与えている
実情をつぶさに視察した。この現状を十分に把握
し、その対策として魚介類についての安全基準の
設定、沿岸住民の健康調査、漁民、漁業関係者等
に対するつなぎ融資など生活の安定にかかると救済
策、汚染地域の環境調査、水銀排出の規制、汚染
源の究明、水俣湾の埋め立て等早急に実施を必要
とする問題については、すみやかに委員会におい
て十分検討し抜本的な対策の樹立に万全を期する
とともに、全国に拡がる水銀、PCB等の汚染問

題の解決に対しても今日の成果を十分生かし対処
していく所存である。
以上報告する。

昭和四十八年七月十四日印刷

昭和四十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局